

第3次安城市市民協働推進計画

令和6年度～令和13年度
(2024年度) (2031年度)

基本目標

市民協働による まちづくりの実現



チャレンジ目標

新たな価値創造に向けて…

マルチパートナーシップ型協働への進化

安城市



安城市マスコットキャラクター
「サルビー」



計画策定にあたって

私たちが暮らす社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、人口減少など以前から言われてきた多くの課題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大、地球温暖化に伴う気候変動や異常気象、災害など様々な想定外の事象が次々と起こり、複雑かつ不確実性を増した課題が山積しています。こうした課題を行政だけで解決することは難しく、市民活動団体、町内会及び事業者などの多様な主体と協働して取り組む必要があります。

本市では、平成25年（2013年）に、市民協働によるまちづくりを実現するための施策や事業の推進体制を具体的に定めた「安城市市民協働推進計画」を策定し、「市民活動補助制度」のバージョンアップを行うなど様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、令和4年度（2022年度）に実施した、市民、市民活動団体及び町内会を対象とした市民協働に関するアンケート調査の結果では、「協働という言葉の認知度」は約4割にとどまっているほか、市と市民活動団体、市と事業者など、市との協働は進んでいるものの、多様な主体同士の協働は、町内会で約6.5割、市民活動団体で約5.3割とまだまだ道半ばである状況を改めて認識しました。

このような状況をふまえ、第2次安城市市民協働推進計画の基本目標である「市民協働によるまちづくり」を継承しつつ、これを実現するためのチャレンジ目標として「新たな価値創造に向けて・・・マルチパートナーシップ型協働への進化」を掲げた第3次安城市市民協働推進計画を策定し、引き続き市民協働を推進してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、ワークショップやパブリックコメントなどで貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、熱心にご審議いただきました市民協働推進会議委員の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、今後の市民協働推進に向けて一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

2024年（令和6年）3月

安城市長 三星 元 人

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の基本事項	1
2 用語の説明	4
第2章 市民協働によるまちづくりの現状と課題	5
1 市民の視点からみた市民協働によるまちづくり	5
2 町内会の視点からみた市民協働によるまちづくり	14
3 市民活動団体の視点からみた市民協働によるまちづくり	21
4 第2次推進計画の主な達成状況と主要課題	33
第3章 安城市がめざす市民協働の姿	36
1 基本目標と第3次推進計画策定のポイント	36
2 基本方針	38
第4章 市民協働推進のための施策	40
1 第3次推進計画 施策体系	40
2 基本施策	42
基本方針1 地域活動・市民活動に関する理解促進	42
基本方針2 市民協働の担い手づくり	43
基本方針3 活動場所と団体に対する支援の充実	44
基本方針4 資金・組織体制の充実支援	45
基本方針5 マルチパートナーシップの促進	46
第5章 計画の推進に向けて	47
1 計画の周知	47
2 計画の進行管理	47
資料編	51

第1章 計画の概要



1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨と背景

本市では、平成24年(2012年)10月に「安城市市民協働推進条例」を施行しました。この条例の理念に則り、市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市との市民協働によるまちづくりを計画的に進めていくため、施策や事業の実施時期、推進体制を具体的に定めた「第1次安城市市民協働推進計画」(以下「第1次推進計画」という。)を平成25年(2013年)3月に策定しました。

第1次推進計画(計画期間:2013～2017年度)では、市民活動に対する財政的支援に向けた制度の創設、市民協働を理解し推進できる人材の育成など、市民協働によるまちづくりを推進する上でのスタートアップのための事業に重点的に取り組みました。

続いて策定した第2次推進計画(計画期間:2018～2023年度)では、もう一歩前進させていく意図を持ち、市民活動補助制度のバージョンアップや新規性のある事業の実施など、ステップアップのための事業に重点的に取り組んできました。しかし、第2次推進計画で取り上げた施策・事業の中には着実に成果を上げたものもありますが、この6か年では道半ばで十分な成果を得られなかった取り組みもありました。

本計画は、こうした現状と令和6年4月から始まった「第9次安城市総合計画」を踏まえ計画内容を見直し、「第3次安城市市民協働推進計画」として策定したものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「安城市市民協働推進条例」第8条及び第9条の規定に基づき策定しています。

なお、本計画は、「安城市自治基本条例」、「安城市市民参加条例」の理念に則り、また「第9次安城市総合計画」の個別計画として、本市の市民協働の推進を総合的・横断的に図る計画となります。

安城市自治基本条例 平成22年(2010年)4月施行

市民が主役の自治の実現を図るために、市民参加と協働によるまちづくりを進めていくことを定めています。

安城市市民参加条例 平成23年(2011年)4月施行

積極的な行政情報の提供により、市民参加の機会を広げ、市民が主体的に行政に関与できるまちづくりを目指し、市政への市民参加の具体的手続きを定めています。

安城市市民協働推進条例 平成24年(2012年)10月施行

市民協働の基本理念や担い手の役割など、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めています。

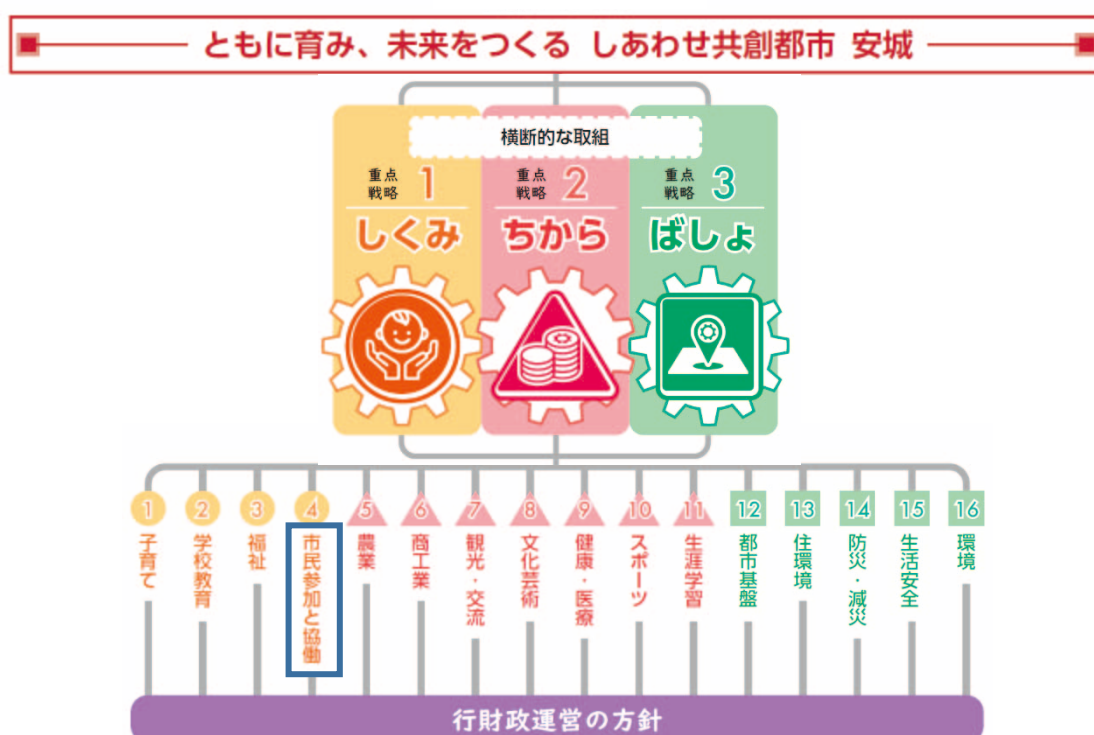
▶第9次安城市総合計画

■ 期間 ——— 令和6年度(2024年度)～令和13年度(2031年度)

■ 目指す都市像 ———

第9次安城市総合計画では、安心して子どもを育てることのできる仕組みをつくり、市民の豊かな暮らしと地域の未来を支える確かな力を蓄え、安全・安心で誰もが住みたくなるまちづくりを進めることにより「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」の実現を目指します。

目指す都市像



安城市市民協働推進条例

(市の役割)

第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。

(市の基本施策)

第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1)人材の育成に関すること。
- (2)活動場所の充実に関すること。
- (3)財政的支援に関すること。
- (4)情報の収集及び提供に関すること。
- (5)前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和13年度(2031年度)までの8年間とします。

また、計画期間中であっても、今後の社会経済情勢の変化や、国、県及び市における市民協働の進捗状況を考慮し、施策などの見直しを検討していくものとします。



(4) 計画の基本構成

本計画は、第2次推進計画に準拠し、「基本方針」、「基本施策」、「推進事業」の3階層で構成するスタイルを継承するものとします。ただし、社会経済環境や時代、市民のニーズ等の変化に柔軟に対応しながら事業展開を図っていくため、「推進事業」の部分については、毎年進捗状況を評価して見直しを行う「アクションプラン」として位置づけ、別冊で取りまとめるものとします。

2 用語の説明

本計画に使用する重要な用語について、条例では次のとおり定義されています。

【市民協働】

市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。

【市民活動】

営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

【市民】

市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む。)をいう。

【地域団体】

町内会等地域で生活することを縁とした団体をいう。
(例:町内会、PTA、老人クラブ、子ども会など)

【市民活動団体】

市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。
(例:市民活動センター登録団体など)

【事業者】

営利を目的とする事業を営む個人又は法人をいう。



第2章 市民協働によるまちづくりの現状と課題

1 市民の視点からみた市民協働によるまちづくり

市民の意向を反映した計画づくりに向けて、令和4年(2022年)9月に実施した「市民協働に関する市民アンケート」の結果から、市民の視点からみた市民協働によるまちづくりの現状と課題を以下の6点に整理しました。

【市民協働に関する市民アンケート調査の概要】

- 調査対象:安城市在住の16歳以上の市民2,000人(無作為抽出)
- 調査方法:郵送による配布 郵送またはWebによる回収(どちらかを選択)
- 調査時期:令和4年(2022年)9月
- 回収状況:有効回収数 928票 有効回収率 46.4%

市民の視点からみた市民協働によるまちづくりの現状と課題

- ①町内会活動の担い手確保と、業務負担の軽減及び町内会の必要性や加入する意義の周知が必要(図2-1-1~4)
- ②ボランティア※・市民活動に現在参加している市民は12.9%にとどまっているが、潜在的なボランティア・市民活動参加需要者層は3割以上あり、それらを顕在化させることが課題(図2-1-5~6)
- ③町内会とボランティア・市民活動団体との協働が望ましいと回答した市民は6割以上となっており、協働の促進が必要(図2-1-7)
- ④自治基本条例や市民参加条例等の認知度は低水準にとどまっており、認知度の向上が課題(図2-1-8~9)
- ⑤市と市民が協働して行う活動の機会を増やしていくことが課題(図2-1-10)
- ⑥市の施策・取組みとして市政情報の分かりやすい提供やまちづくりの活動の参加機会の提供などが必要(図2-1-11)

※ボランティア:個人の自発的な意思に基づく自主的な活動。自己実現等を目的とする場合もあり、原則的に無報酬で活動を行っている。

① 町内会活動の担い手確保と、業務負担の軽減及び町内会の必要性や加入する意義の周知が必要

町内会に「加入している」は約8割(83.7%)で、前回(平成28年度調査)から大きな変化はありませんが、「加入していない」との回答は毎年増加傾向にあります(図 2-1-1)。町内会に加入しない理由としては、「役員や当番をこなすのが時間的に困難だから」(22.6%)「加入する意義が感じられないから」(21.8%)が高くなっており、町内会業務の負担軽減及び町内会に加入する意義の周知をしていく必要があります(図 2-1-2)。

図 2-1-1 「町内会への加入」(平成 23 年・28 年調査との比較)

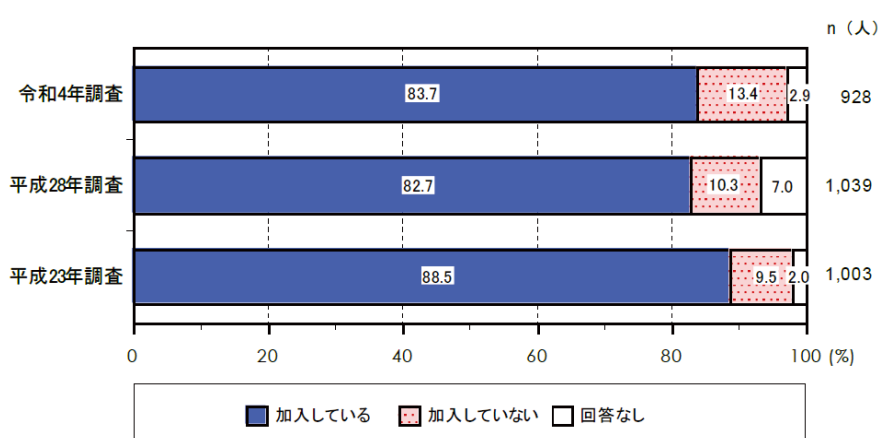
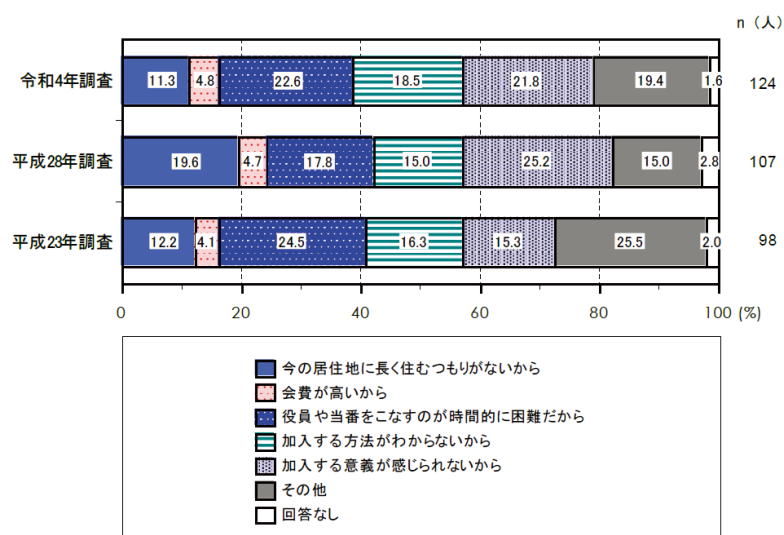
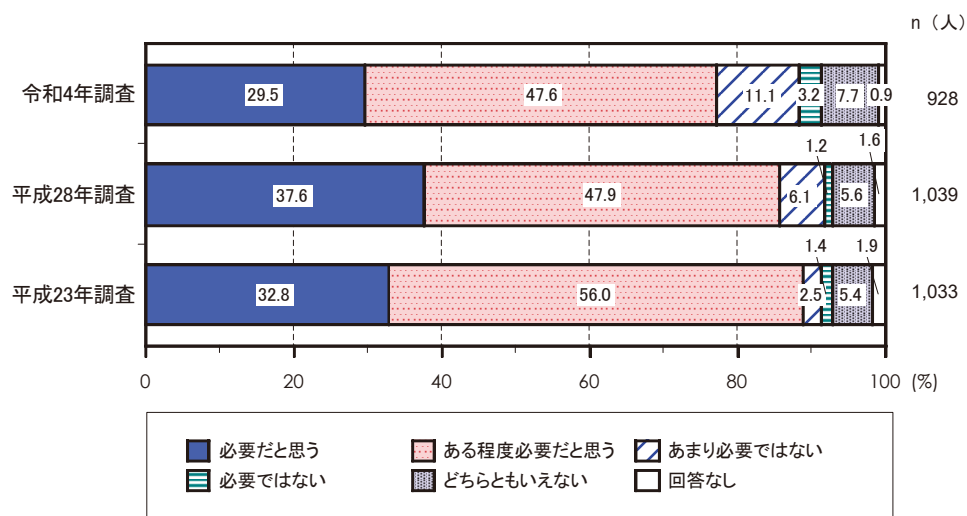


図 2-1-2 「町内会に加入していない理由」(平成 23 年・28 年調査との比較)



市民の 77.1%が町内会の必要性を感じていますが、その割合は前回調査(平成 28 年調査:85.5%)よりも 8.4 ポイント低下しています(図 2-1-3)。

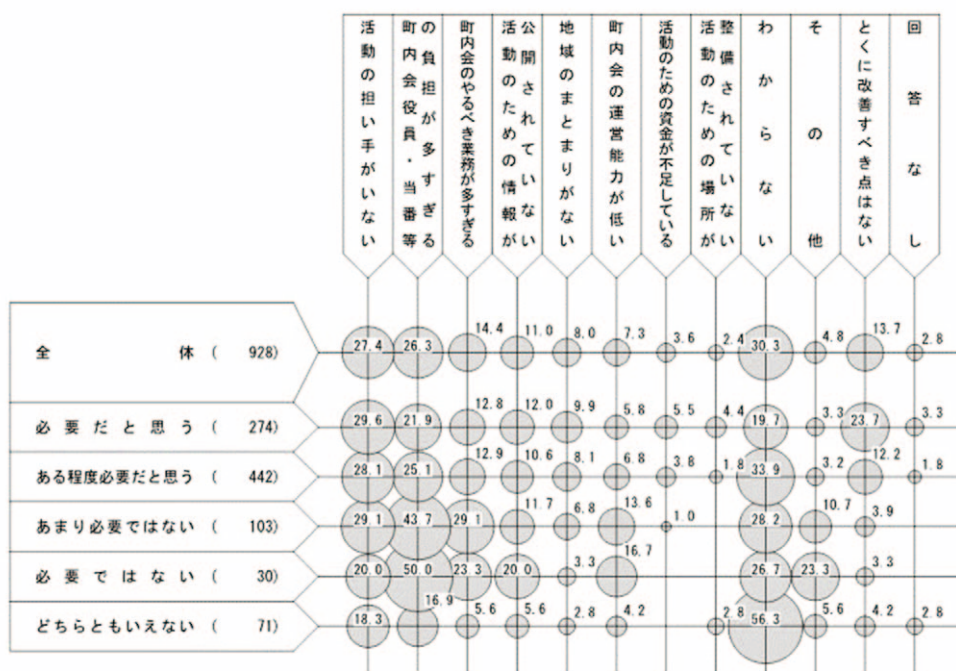
図 2-1-3 「町内会活動の必要性」(平成 23 年・28 年調査との比較)



改善すべき点としては、「活動の担い手がない」(27.4%)と「町内会役員・当番等の負担が多すぎる」(26.3%)が上位を占めています。

また、町内会は「あまり必要ではない」「必要ではない」と回答した人では、「町内会役員・当番等の負担が多すぎる」「町内会のやるべき業務が多すぎる」の割合が相対的に高くなっています。「どちらともいえない」と回答した人は、改善すべき点が「わからない」の割合が多く、その他の項目の割合が少ないことから、町内会の活動がそもそも分からない、町内会との接点が希薄な可能性も考えられます(図 2-1-4)。

図 2-1-4 町内会活動の必要性別「改善すべき点」 — 複数回答 —

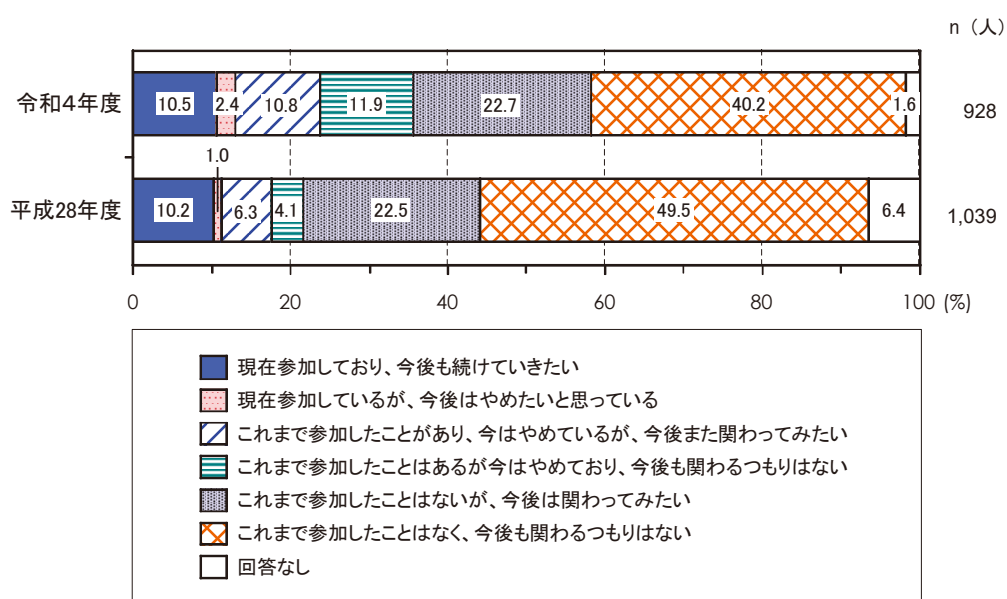


② ボランティア・市民活動に現在参加している市民は12.9%にとどまっているが、潜在的なボランティア・市民活動参加需要層は3割以上あり、それらを顕在化させることが課題

ボランティア・市民活動に『これまで参加したことがない』は 62.9%を占めています。これに対して、『現在参加している』は 12.9%とあまり多くありません。

しかしながら、「今後も続けていきたい」または「今後関わってみたい」と回答した人は 44.0%を占めています。潜在的にボランティア・市民活動に関与したいと考えている人は3割以上(44.0%－10.5%＝33.5%)となっています(図 2-1-5)。

図 2-1-5 「ボランティア・市民活動への関わり」(平成 28 年調査との比較)

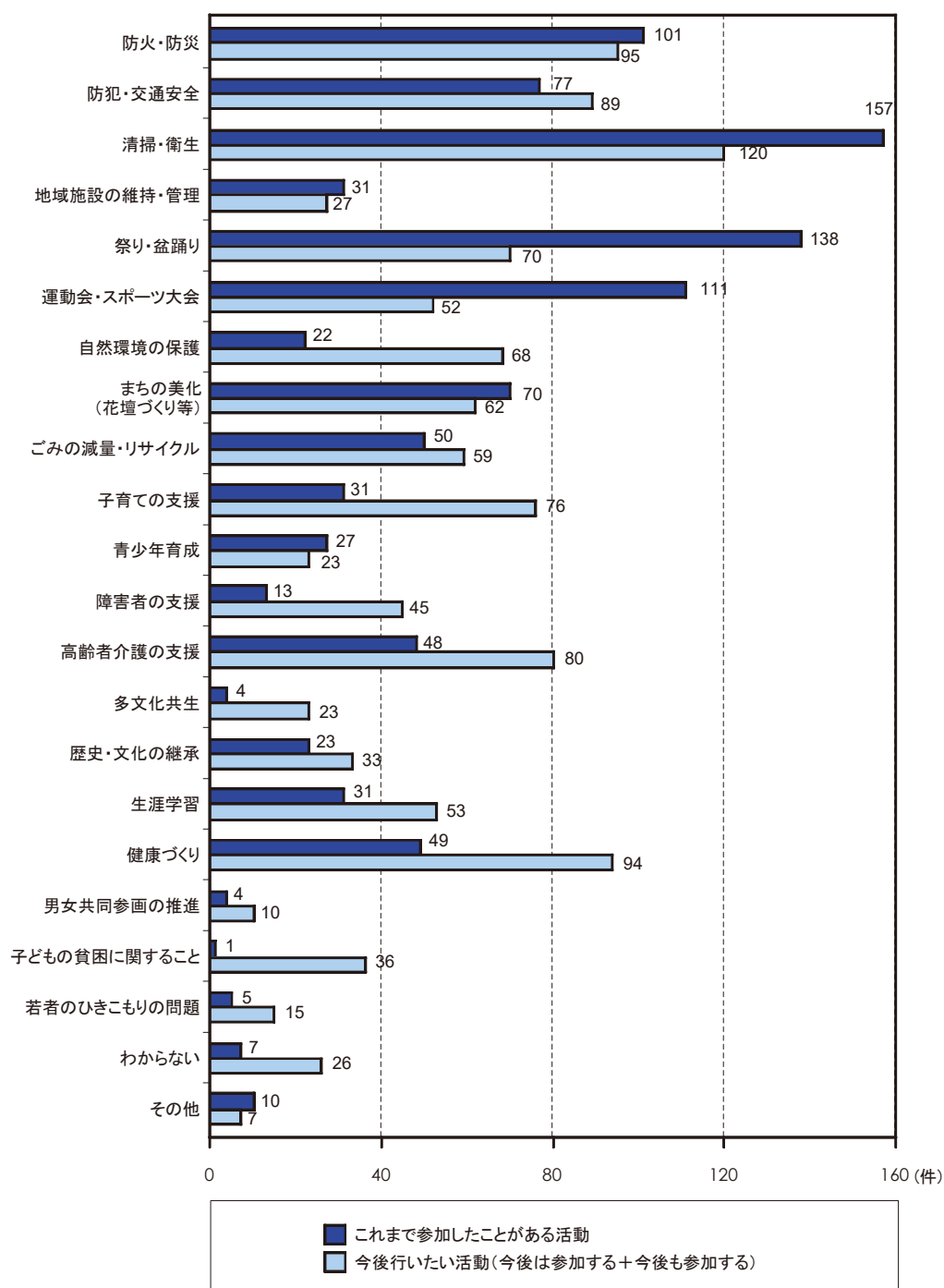


『これまで参加したことがない』		
「これまで参加したことはなく、今後も関わるつもりはない(40.2%)」	計	
「これまで参加したことはないが、今後は関わってみたい(22.7%)」		62.9%
『現在参加している』		
「現在参加しており、今後も続けていきたい(10.5%)」	計	
「現在参加しているが、今後はやめたいと思っている(2.4%)」		12.9%
『今後も続けていきたい(今後関わってみたい)』		
「現在参加しており、今後も続けていきたい(10.5%)」		
「これまで参加したことがあり、今はやめているが、今後また関わってみたい(10.8%)」	計	
「これまで参加したことはないが、今後は関わってみたい(22.7%)」		44.0%

「防犯・交通安全」や、「自然環境の保護」、「子育て支援」、「高齢者介護の支援」、「健康づくり」などに対するボランティア・市民活動の潜在的な参加需要が高くなっています(図 2-1-6)。

こうした潜在的なボランティア・市民活動参加需要者を顕在化していくことが求められます。

図 2-1-6 「これまでに参加したことがある活動」と「今後行いたい活動」の比較



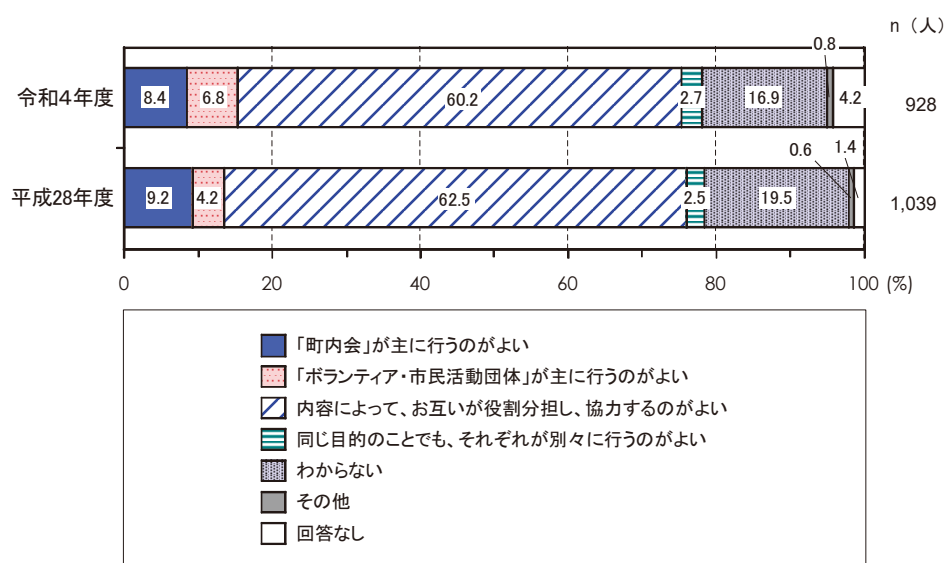
③町内会とボランティア・市民活動団体との協働が望ましいと回答した市民は6割以上となっており、協働の促進が必要

町内会とボランティア・市民活動団体との望ましい役割分担のあり方としては、「内容によって、お互いが役割分担し、協力するのがよい」が約6割(60.2%)を占めています(図 2-1-7)。

多くの市民が協力関係をもって役割分担していく協働を望んでいます。

図 2-1-7 「町内会とボランティア・市民活動団体との役割分担」

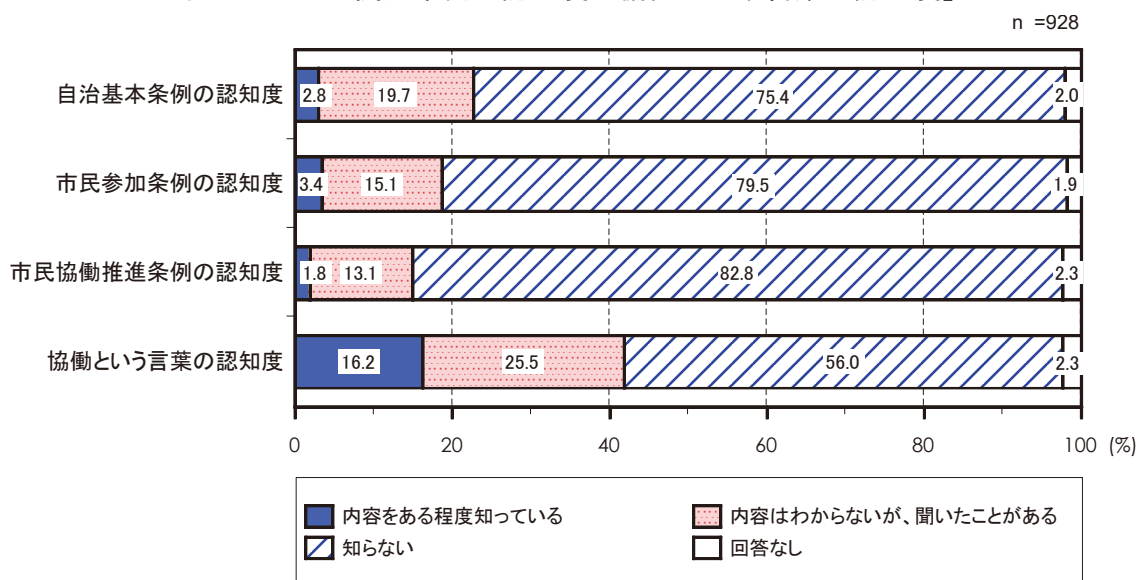
(平成 28 年調査との比較)



④自治基本条例や市民参加条例等の認知度は低水準にとどまっており、認知度の向上が課題

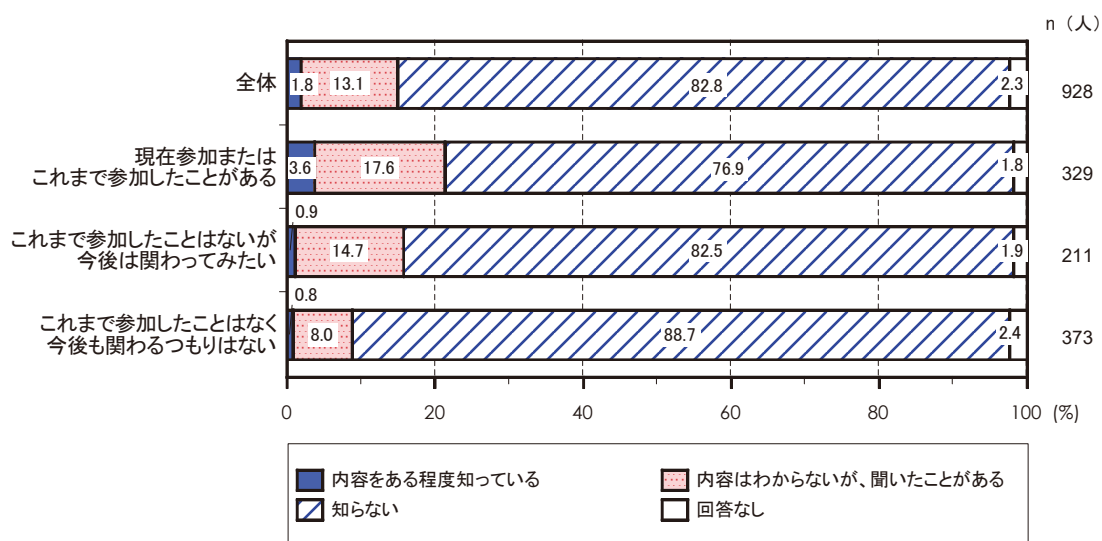
自治基本条例、市民参加条例、市民協働推進条例の認知度は、それぞれ 22.5%、18.5%、14.9%と低い水準にとどまっています(図 2-1-8)。

図 2-1-8 「関連条例の認知度・協働という言葉の認知度」



これらの条例の認知度、協働という言葉の認知度ともに、ボランティアや市民活動の参加経験がある市民ほど高くなっていることから、認知度を高めていくためには、ボランティアや市民活動の参加機会を多様に設けていくことが重要であると考えられます(図 2-1-9)。

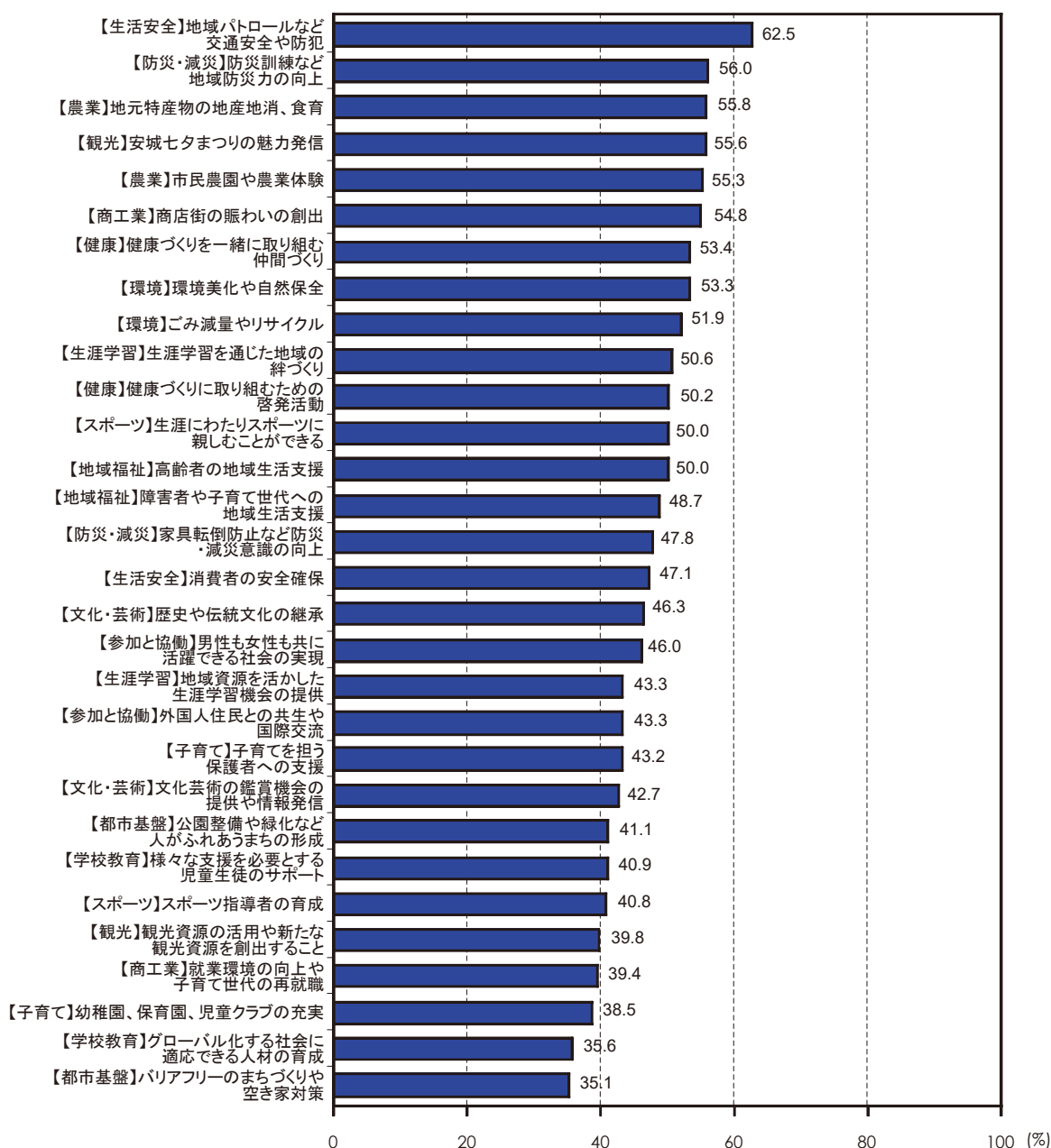
図 2-1-9 ボランティア・市民活動の参加経験・意向別「市民協働推進条例の認知度」



⑤市と市民が協働して行う活動の機会を増やしていくことが課題

「【生活安全】地域パトロールなど交通安全や防犯」(62.5%)や「【防災・減災】防災訓練など地域防災力の向上」(56.0%)、「【農業】地元特産物の地産地消、食育」(55.8%)、「【観光】安城七夕まつりの魅力発信」(55.6%)、「【農業】市民農園や農業体験」(55.3%)となっており、安城市と市民が協働して行うべきと回答した割合が高い分野は、生活安全や防災・減災、農業、観光などで、幅広い活動の機会が求められています(図 2-1-10)。

図 2-1-10 各活動分野別「安城市と市民が協働して行うべき」と回答した割合

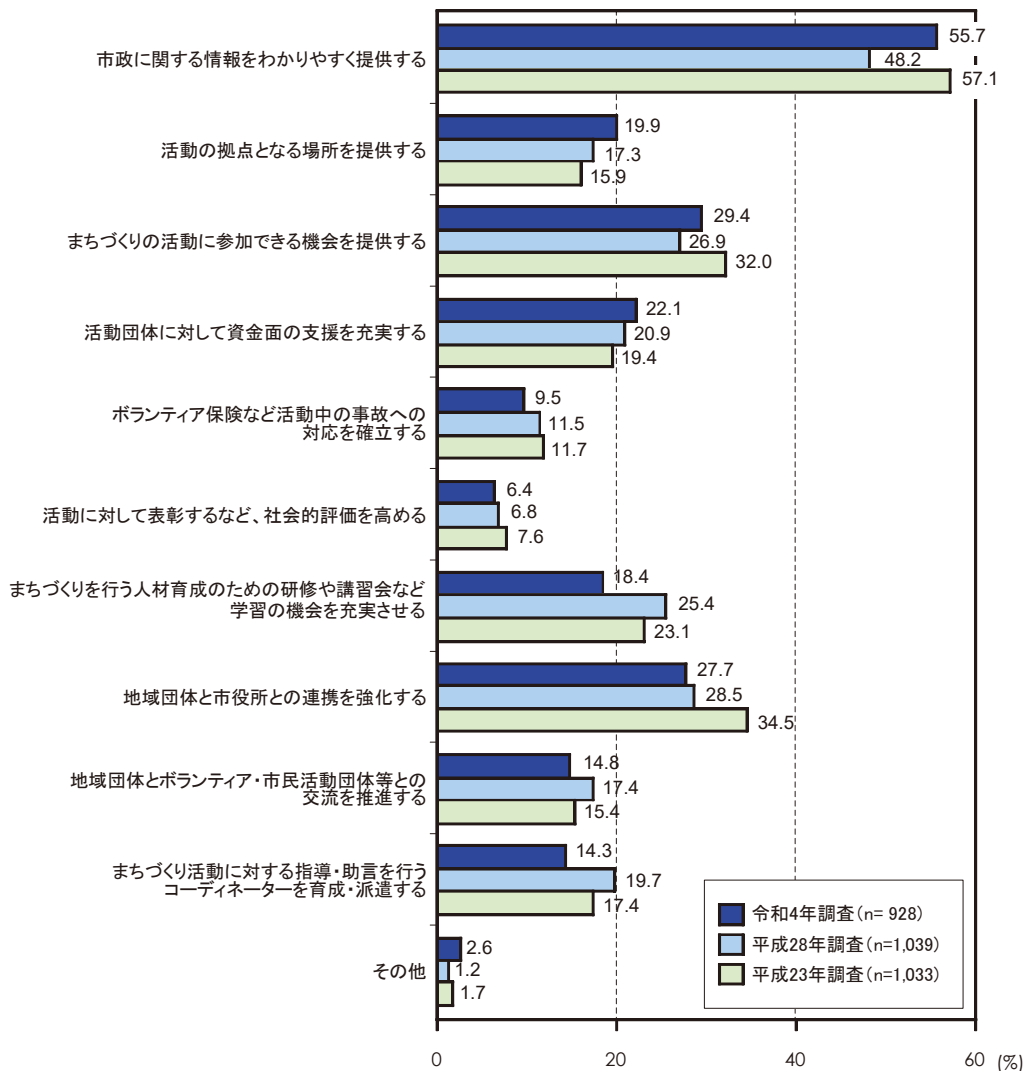


⑥市の施策・取組みとして市政情報の分かりやすい提供やまちづくりの活動の参加機会の提供などが必要

「市政に関する情報をわかりやすく提供する」(55.7%)をはじめ、「まちづくりの活動に参加できる機会を提供する」(29.4%)や「地域団体と市役所との連携を強化する」(27.7%)、「活動団体に対して資金面の支援を充実する」(22.1%)、「活動の拠点となる場所を提供する」(19.9%)が、市民協働によるまちづくりを推進するために必要な施策・取組みとして望まれています(図 2-1-11)。

図 2-1-11 「市民協働によるまちづくり推進のために必要な施策」

(平成 23 年・28 年調査との比較)



2 町内会の視点からみた市民協働によるまちづくり

市民の意向を反映した計画づくりに向けて、令和4年(2022年)9月に実施した「市民協働に関する町内会アンケート」の結果から、町内会の視点からみた市民協働によるまちづくりの現状と課題を以下の4点に整理しました。

【市民協働に関する町内会アンケート調査の概要】

- 調査対象:安城市内の全81町内会
- 調査方法:郵送による配布 郵送またはWebによる回収(どちらかを選択)
- 調査時期:令和4年(2022年)9月
- 回収状況:有効回収数 77票 有効回収率 95.1%

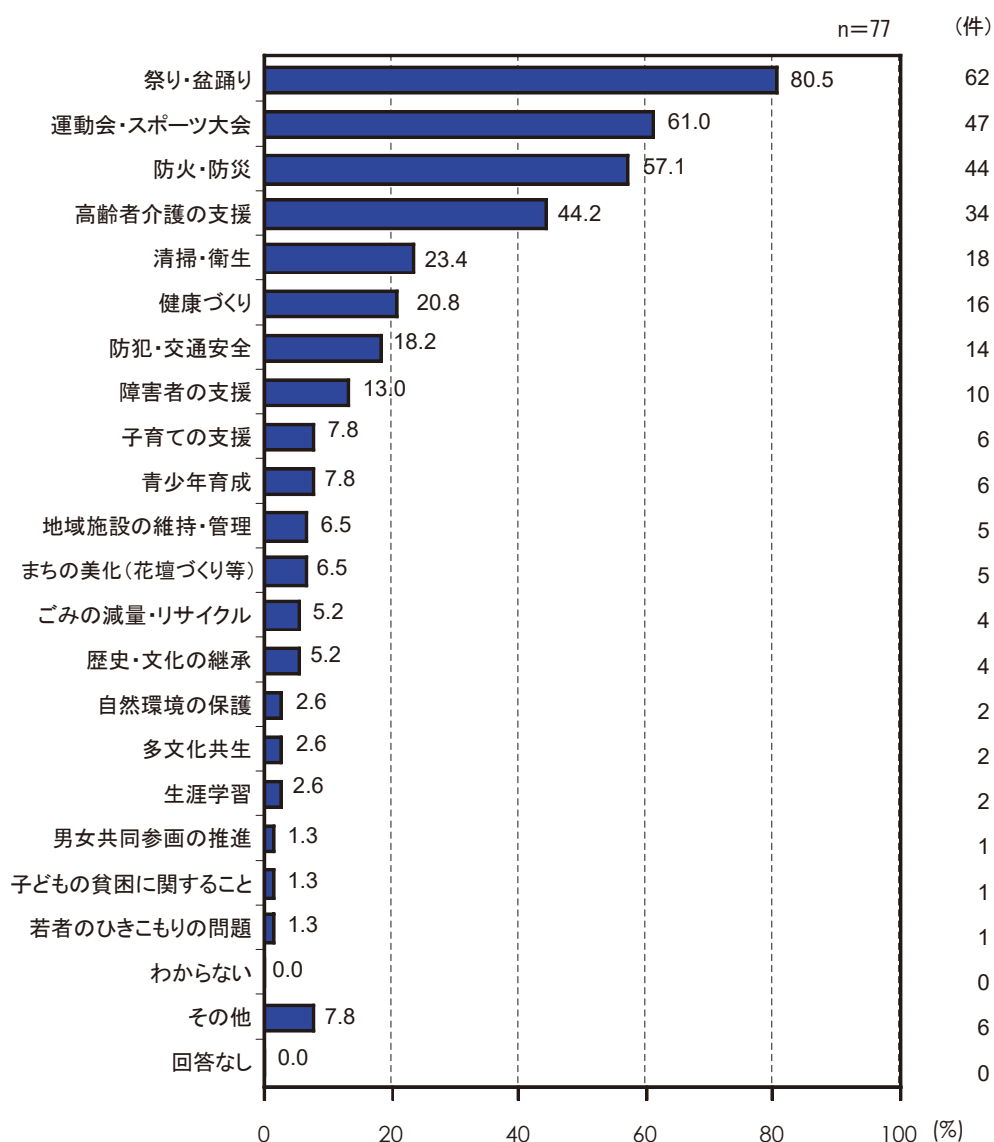
町内会の視点からみた市民協働によるまちづくりの現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、人が集まるイベント等の町内会活動に大きな影響が生じ、地域のコミュニティ・連帯感の衰退や要支援者や生活困難者へのアプローチができないことなど、町内会活動と組織の持続的な運営が課題(図 2-2-1~2)
- ②各町内会では様々な加入促進策を行っているが、以前にも増して町内会の加入率の向上が課題(図 2-2-3)
- ③ほとんどの町内会が町内会活動を行う上での多様な課題を抱えており、中でも役員不足、役員の負担や高齢化など役員に関することが大きな課題(図 2-2-4)
- ④他団体との協働は前回調査(平成 28 年調査)よりも浸透。特に他の町内会との協働は進んでいるが、事業者などとの協働意向を示す町内会もあり、多様な主体との協働の促進が必要(図 2-2-5~7)

①新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、人が集まるイベント等の町内会活動に大きな影響が生じ、地域のコミュニティ・連帯感の衰退や要支援者や生活困難者へのアプローチができないことなど、町内会活動と組織の持続的な運営が課題

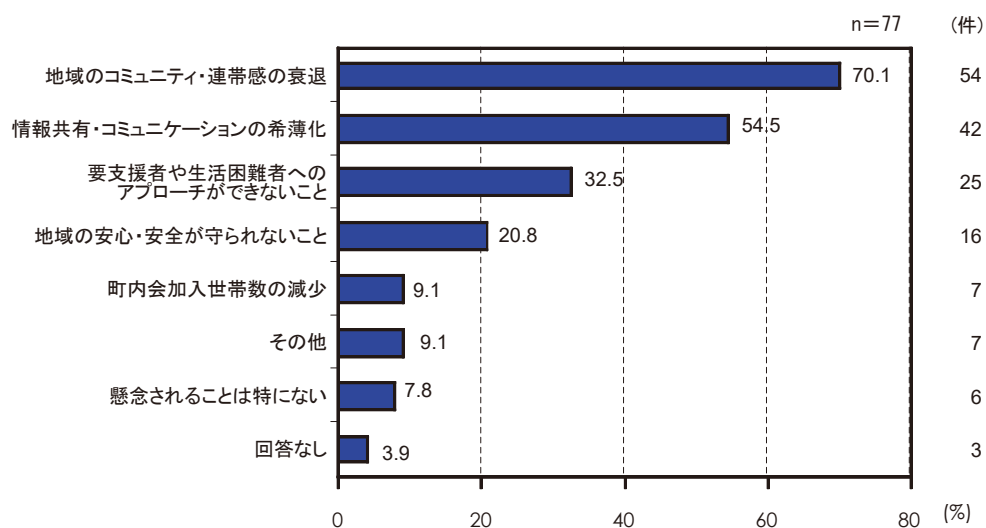
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、人が集まる(密になる)イベントの開催自粛などにより、祭り・盆踊り、運動会・スポーツ大会、防火・防災、高齢者介護の支援などに大きな影響が生じています(図 2-2-1)。

図 2-2-1 「影響を受けた活動分野」 - 複数回答 -



新型コロナウイルス感染症拡大によって、約7割(70.1%)の町内会が「地域のコミュニティ・連帯感の衰退」を懸念しています。また、「情報共有・コミュニケーションの希薄化」(54.5%)、「要支援者や生活困難者へのアプローチができないこと」(32.5%)も多くの割合の町内会が懸念しています(図 2-2-2)。

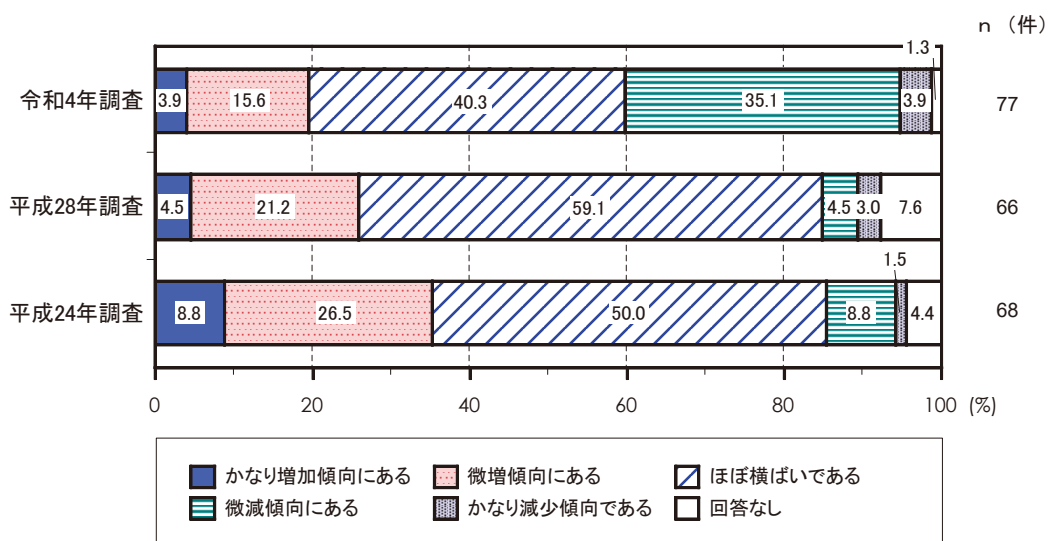
図 2-2-2 「感染拡大の影響で懸念されること」 - 複数回答 -



②各町内会では様々な加入促進策を行っているが、以前にも増して町内会の加入率の向上が課題

町内会への加入率は、前回調査(平成28年調査)までは『増加傾向にある』が『減少傾向にある』を上回っていましたが、今回調査で逆転し、『減少傾向にある』町内会が大幅に増えています(図2-2-3)。

図2-2-3 「加入率」(平成24年・28年調査との比較)

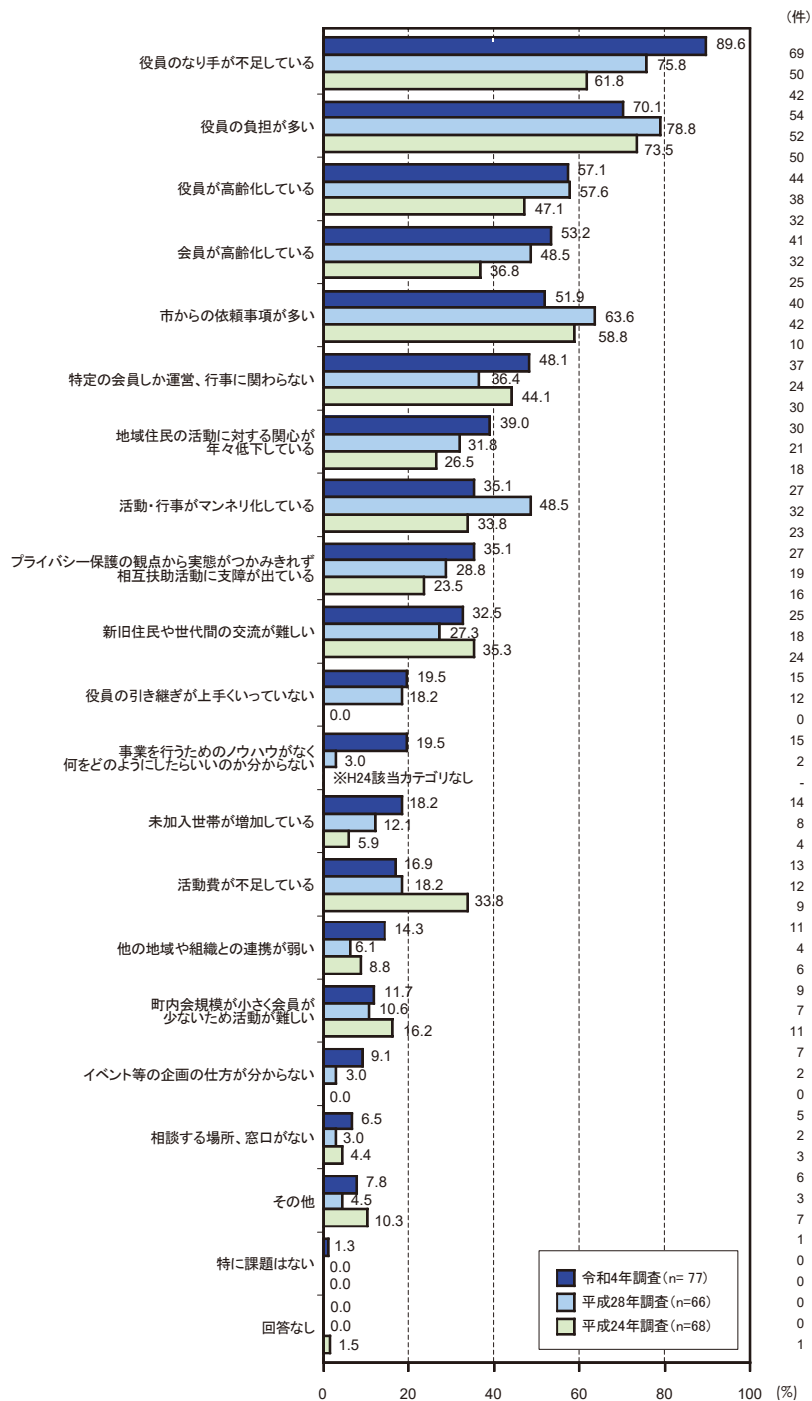


	『増加傾向にある』		『減少傾向にある』	
令和4年度	「かなり増加傾向にある(3.9%)」		「微減傾向にある(35.1%)」	
	「微増傾向にある(15.6%)」		「かなり減少傾向である(3.9%)」	
	計 19.5%		計 39.0%	
平成28年度	「かなり増加傾向にある(4.5%)」		「微減傾向にある(4.5%)」	
	「微増傾向にある(21.2%)」		「かなり減少傾向である(3.0%)」	
	計 25.7%		計 7.5%	
平成24年度	「かなり増加傾向にある(8.8%)」		「微減傾向にある(8.8%)」	
	「微増傾向にある(26.5%)」		「かなり減少傾向である(1.5%)」	
	計 35.3%		計 10.3%	

③ほとんどの町内会が町内会活動を行う上での多様な課題を抱えており、中でも役員不足、役員の負担や高齢化など役員に関することが大きな課題

「役員のなり手が不足している」(89.6%)をはじめ、「役員の負担が多い」(70.1%)や「役員が高齢化している」(57.1%)など、役員に関することが町内会活動を行う上での主な課題としてあげられています(図 2-2-4)。

図 2-2-4 「町内会活動を行ううえでの課題」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -



④他団体との協働は前回調査(平成28年調査)よりも浸透。特に他の町内会との協働は進んでいるが、事業者などとの協働意向を示す町内会もあり、多様な主体との協働の促進が必要

他団体と「協働している」という町内会は66.2%で、概ね3分の2を占めています。前回調査(平成28年調査)と比べこの割合は14.7ポイント上昇しており、他団体と協働する町内会が増加しています(図2-2-5)。

また、他の団体と「協働したい」という町内会は54.5%で、これは前回調査の45.5%から9.0ポイント上昇しています(図2-2-6)。

図2-2-5 「町内会以外の団体との協働」(平成28年調査との比較)

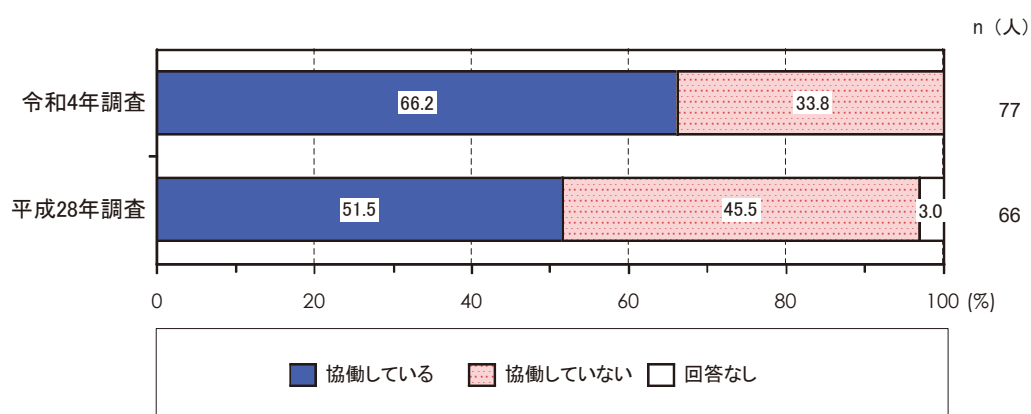
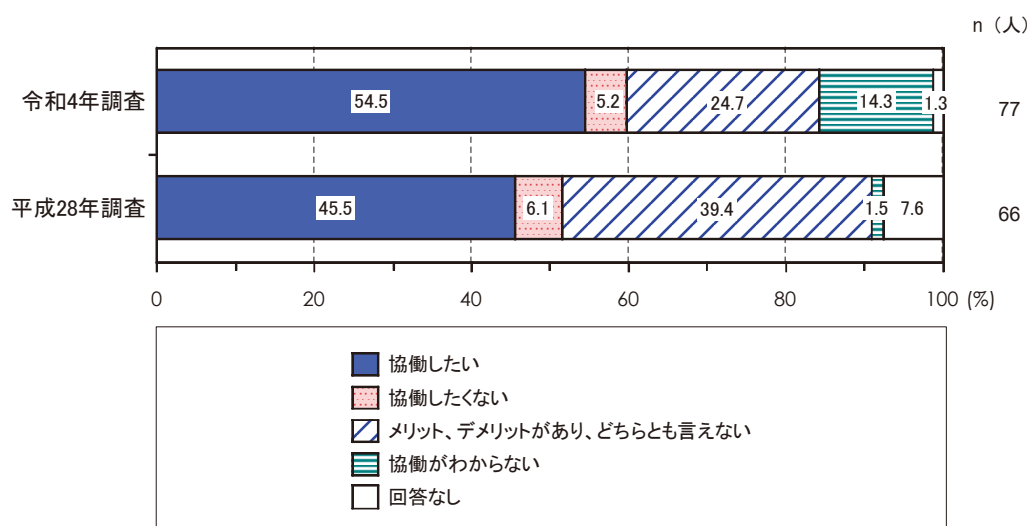


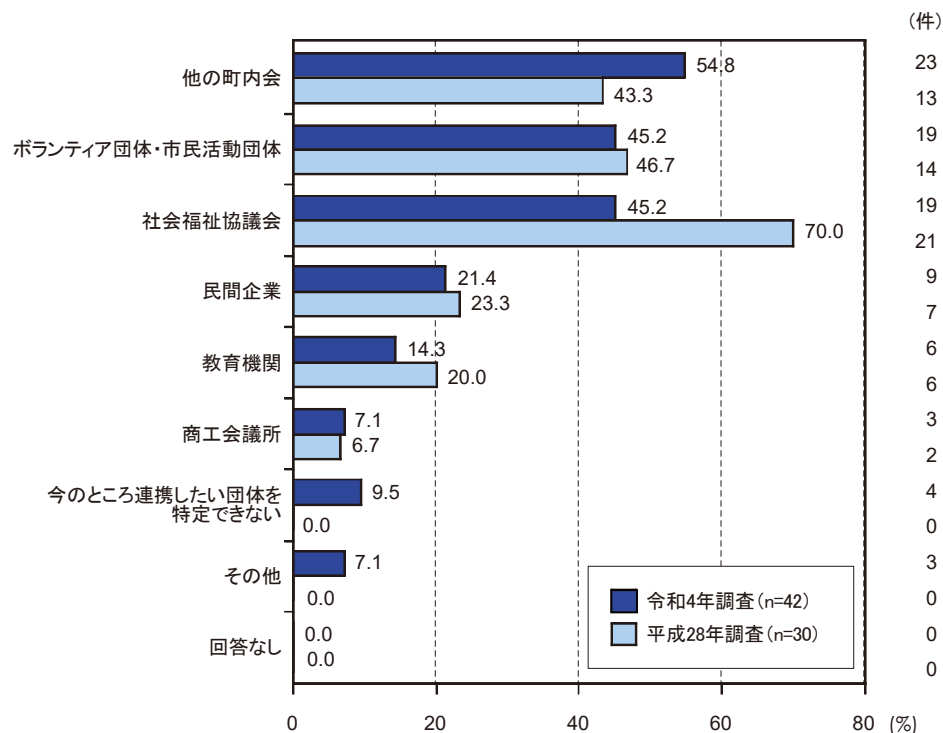
図2-2-6 「他団体との協働意向」(平成28年調査との比較)



「協働したい」と回答した 42 の町内会に対して、協働したい団体をたずねたところ、「他の町内会」が 54.8%で最も高く、次いで、「ボランティア団体・市民活動団体」および「社会福祉協議会(地区社協含む)」がともに 45.2%となっています。

また、回答は比較的少数にとどまっているものの、「民間企業」(21.4%)、「教育機関」(14.3%)、「商工会議所」(7.1%)と協働したいと考えている町内会もみられます(図 2-2-7)。

図 2-2-7 「協働したい団体」(平成 28 年調査との比較) - 複数回答 -



3 市民活動団体の視点からみた市民協働によるまちづくり

市民の意向を反映した計画づくりに向けて、令和4年(2022年)9月に実施した「市民協働に関する市民活動団体アンケート」の結果から、市民活動団体の視点からみた市民協働によるまちづくりの現状と課題を以下の6点に整理しました。

【市民協働に関する市民活動団体アンケート調査の概要】

- 調査対象:市民活動センター又は社会福祉協議会ボランティアセンターに団体登録している、市民活動団体398団体
- 調査方法:郵送による配布 郵送またはWebによる回収(どちらかを選択)
- 調査時期:令和4年(2022年)9月
- 回収状況:有効回収数 235票 有効回収率 59.0%

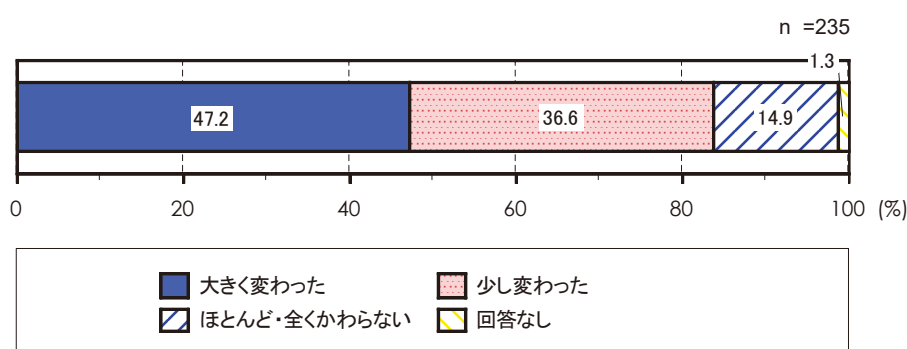
市民活動団体の視点からみた市民協働によるまちづくりの現状と課題

- ① 新型コロナウイルス感染症は8割超の活動団体等の活動に影響を与え、今なお活動の制約を受けている団体もあるなか、コロナ禍を経た社会に向けた活動の活性化が課題(図 2-3-1~3)
- ② 人材・活動の場所・資金・情報の4つの経営資源のうち、「メンバーが高齢化している」など人材面の課題を抱えている団体が最多(図 2-3-4~7)
- ③ 半数以上の団体は資金について特に課題としてとらえていない一方、事業活動から収入を得ている団体は収入が増えない・安定しないことが課題。それぞれの団体に適した支援が必要(図 2-3-5、2-3-8~9)
- ④ 市の広報紙や市民活動センター情報誌など、紙媒体が主な情報源となっており、最新の情報が入手できるようWeb情報の充実と市民活動団体のICTスキルの向上が課題(図 2-3-10)
- ⑤ 市民活動団体と地域団体、事業者との協働など多様な協働関係が生まれるような支援が課題(図 2-3-11~13)
- ⑥ 市民活動補助制度のより一層の周知が必要(図 2-3-14)

① 新型コロナウイルス感染症は8割超の活動団体等の活動に影響を与え、今なお活動の制約を受けている団体もあるなか、コロナ禍を経た社会に向けた活動の活性化が課題

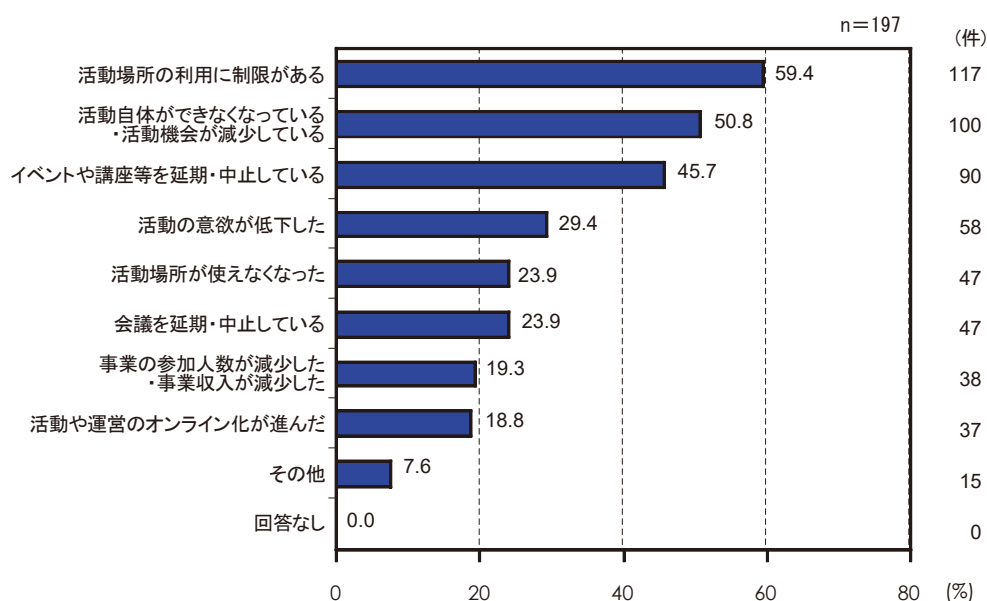
新型コロナウイルス感染症拡大前と現在を比べて活動に「大きく変わった」と回答した団体は 47.2%(111 団体)と半数近くを占めています。「少し変わった」と回答した 36.6%(86 団体)と合わせると 83.8%と大多数の団体が活動に変化があったと回答しています(図 2-3-1)。

図 2-3-1 「新型コロナウイルス感染症による活動の変化の有無」



「活動場所の利用に制限がある」(59.4%)をはじめ、活動機会の減少やイベント等の延期・中止など新型コロナウイルス感染症によって活動に制約を受けている団体が多くなっています(図 2-3-2)。

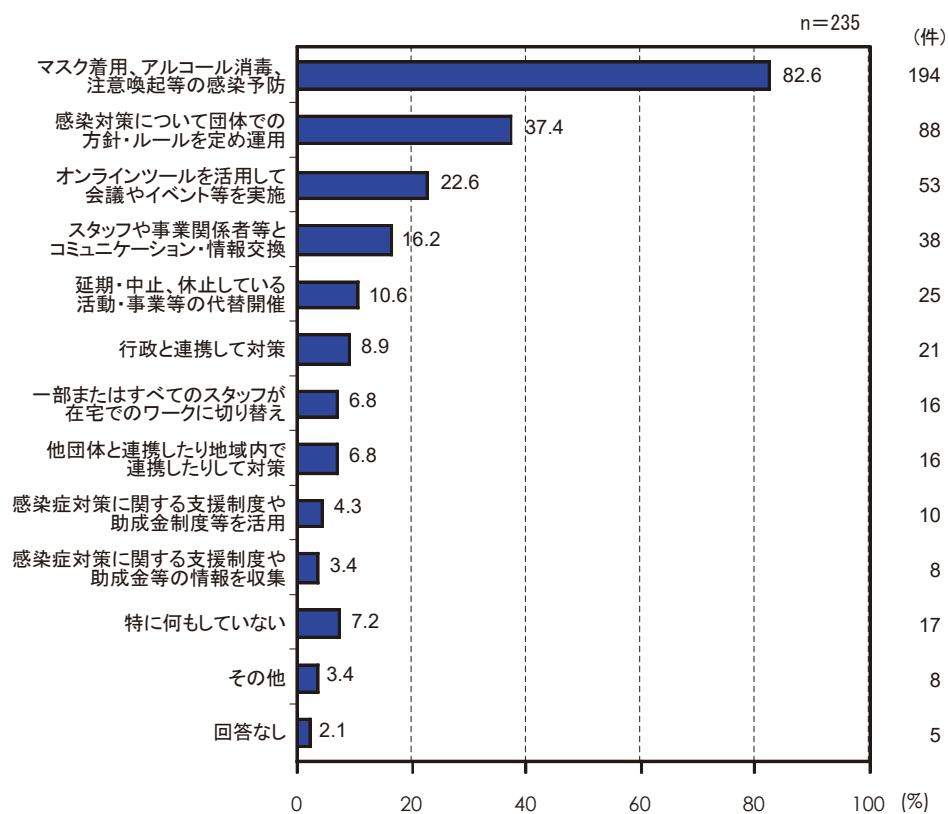
図 2-3-2 「新型コロナウイルス感染症による現状の変化」 - 複数回答 -



様々な感染防止対策を講じながら創意工夫を凝らして活動を継続している団体も少なくありません(図 2-3-3)。

コロナ禍を経た社会における市民活動やボランティア活動等を模索し、活動の活性化を図っていく必要があります。

図 2-3-3 「取り組んでいる工夫や対策」 - 複数回答 -



②人材・活動の場所・資金・情報の4つの経営資源のうち、「メンバーが高齢化している」など人材面の課題を抱えている団体が最多

活動場所等に関しては、課題が「特にない」(50.6%)と回答する団体が多い中、「活動のための道具を置く場所が不足している」(23.0%)や「電話・郵便物などを受ける決まった窓口がない」(21.7%)を課題ととらえている団体も多くあります(図 2-3-4)。

同じく、資金に関しても、課題が「特にない」(52.8%)が最も多いですが、「自主的な事業活動による収入が増えない」(17.0%)や「収入が安定しない」(16.6%)、「会費や入会金が増えない」(14.5%)を課題ととらえている団体があります(図 2-3-5)。

これらに対して、情報に関しては、「自分たちの活動を効果的に広める方法がない」(43.8%)や「活動に参加したい人の情報が得にくい」(39.6%)、「活動を必要とする人や施設の情報が得にくい」(26.4%)を課題ととらえている団体が多く、活動場所等に関する課題や資金に関する課題に比べて課題があるとする割合が高くなっています(図 2-3-6)。

また、人材に関しては、「メンバーが高齢化している」(53.6%)が最も多く、「新しいメンバーがなかなか入ってこない」(42.1%)、「運営スタッフが少なく特定の個人に責任や作業が集中する」(39.1%)を課題ととらえている団体が多くなっています(図 2-3-7)。

以上のように、活動の場所や資金面以上に、情報面の課題を抱えている市民活動団体が多く、さらに、情報面以上に人材面の課題を抱えている市民活動団体が多い状況にあります。

図 2-3-4 「場所等に関する課題」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -

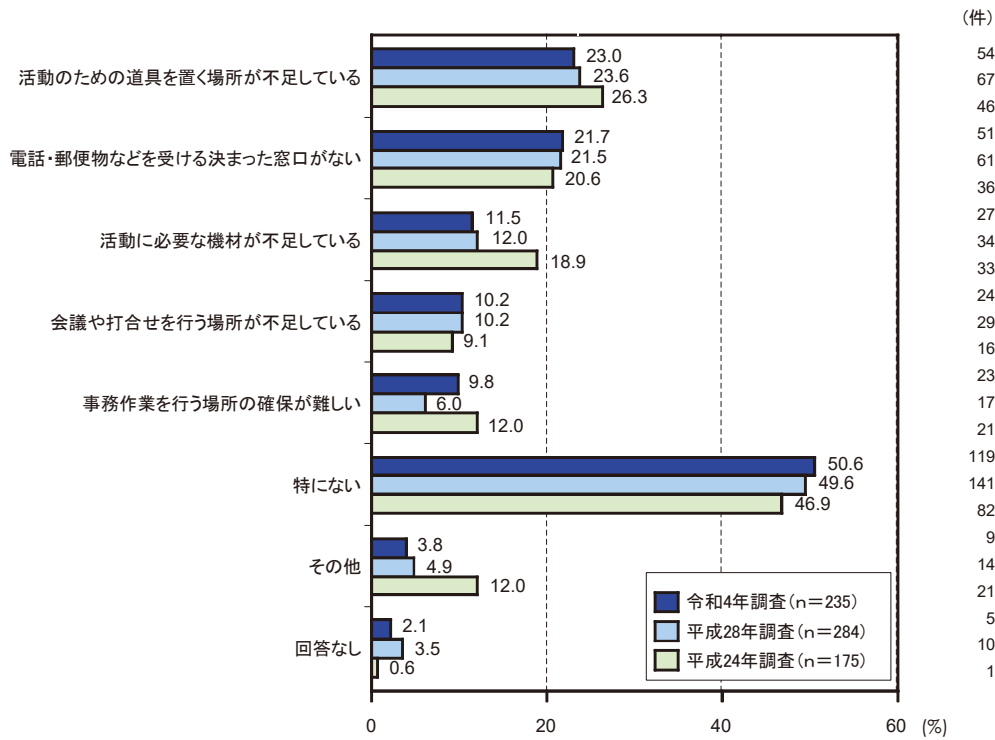


図 2-3-5 「資金に関する課題」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -

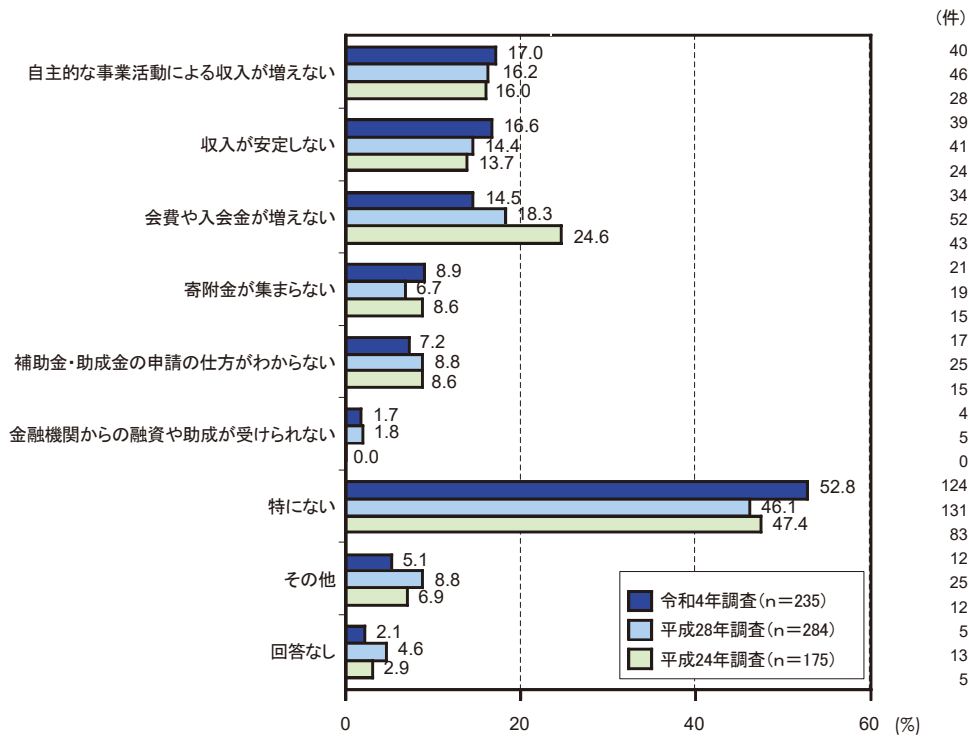


図 2-3-6 「情報に関する課題」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -

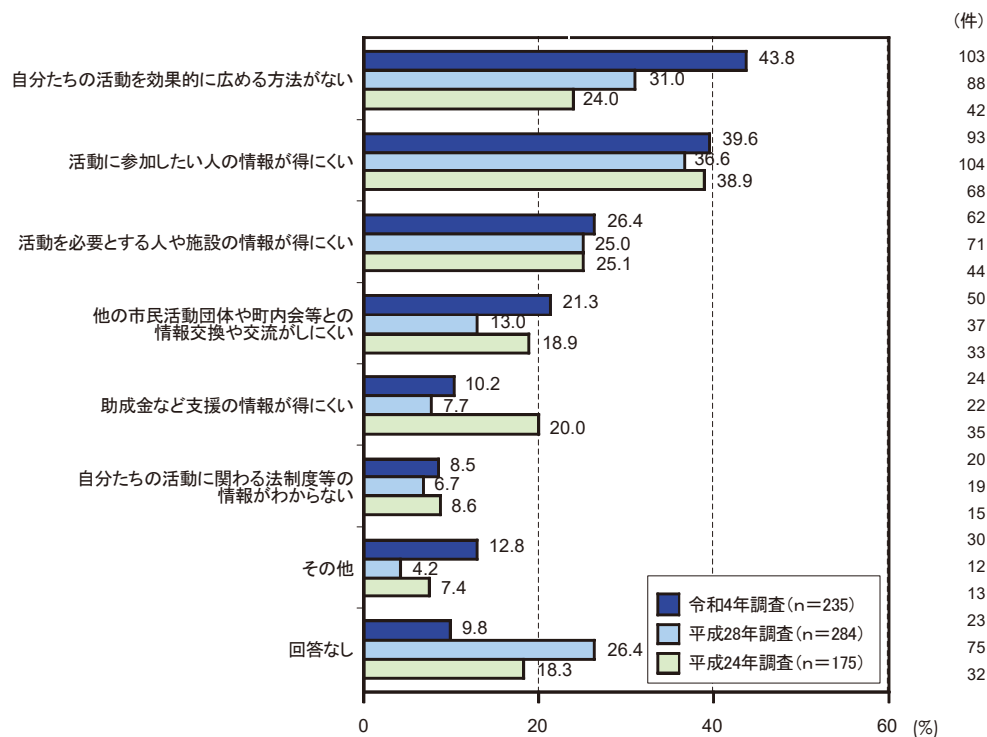
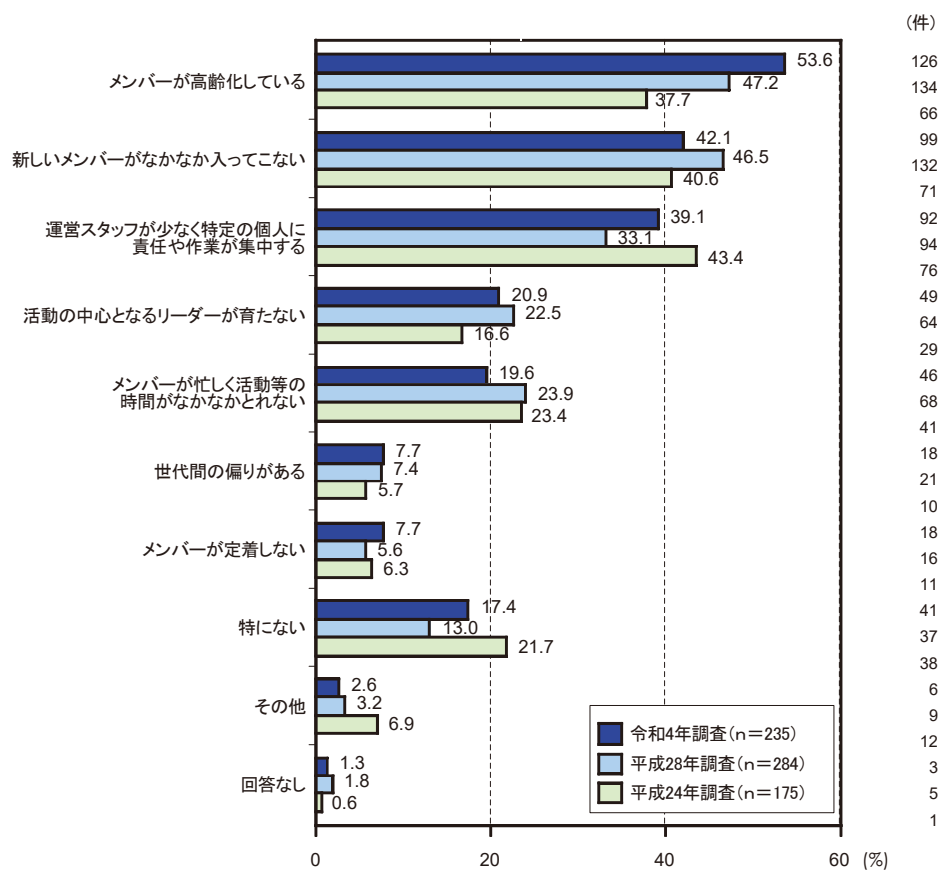


図 2-3-7 「人材に関する課題」(平成 24 年・28 年調査との比較) - 複数回答 -



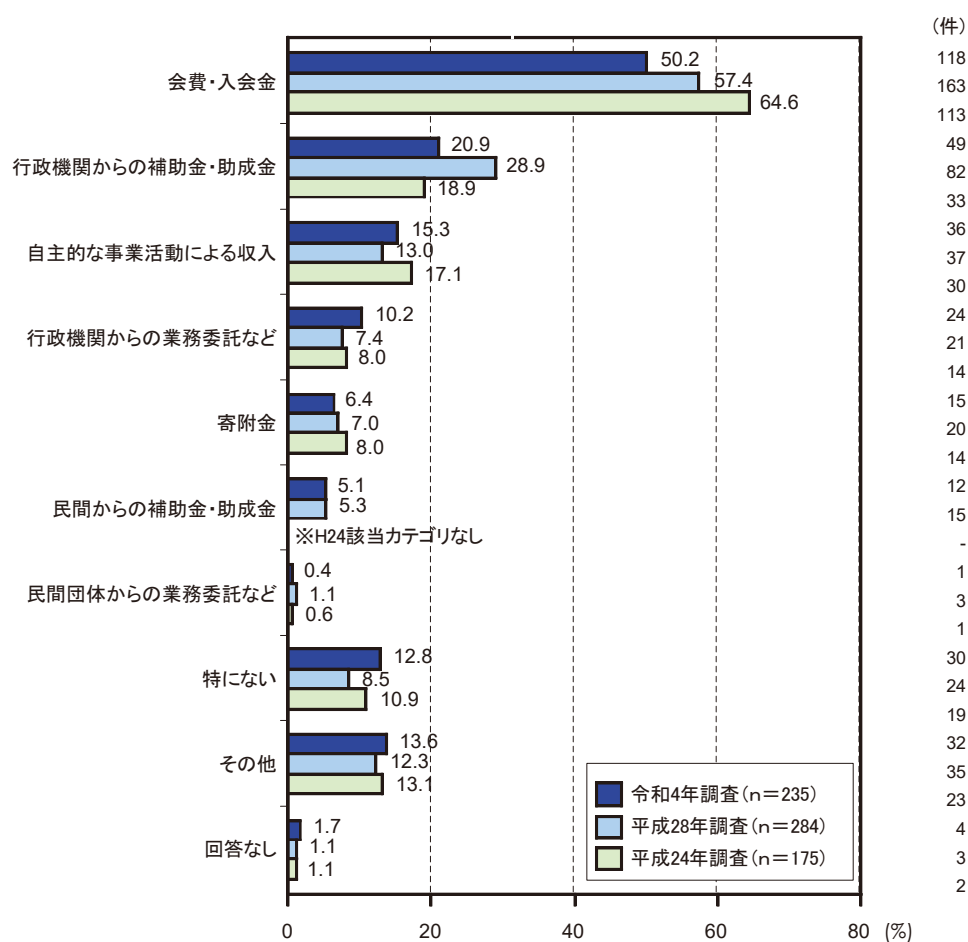
③半数以上の団体は資金について特に課題としてとらえていない一方、事業活動から収入を得ている団体は収入が増えない・安定しないことが課題。それぞれの団体に適した支援が必要

資金について、半数以上(52.8%)の団体は特に課題としてとらえていません(図2-3-5)。また、会費・入会金を得て活動している団体が約半数(50.2%)を占めていることを勘案すると、会費を主要な資金として活動する比較的小規模な団体が多いことがうかがえます(図2-3-8)。

一方、「自主的な事業活動による収入」を得ている団体が15.3%、「行政機関からの業務委託など」が10.2%で、事業活動から収入を得ている団体が一定程度存在しています(図2-3-8)。

資金面に関する課題として、「自主的な事業活動による収入が増えない」(17.0%)、「収入が安定しない」(16.6%)をあげる団体も一定程度存在しています(図2-3-5)。

図2-3-8 「資金の調達先」(平成24年・28年調査との比較) - 複数回答 -

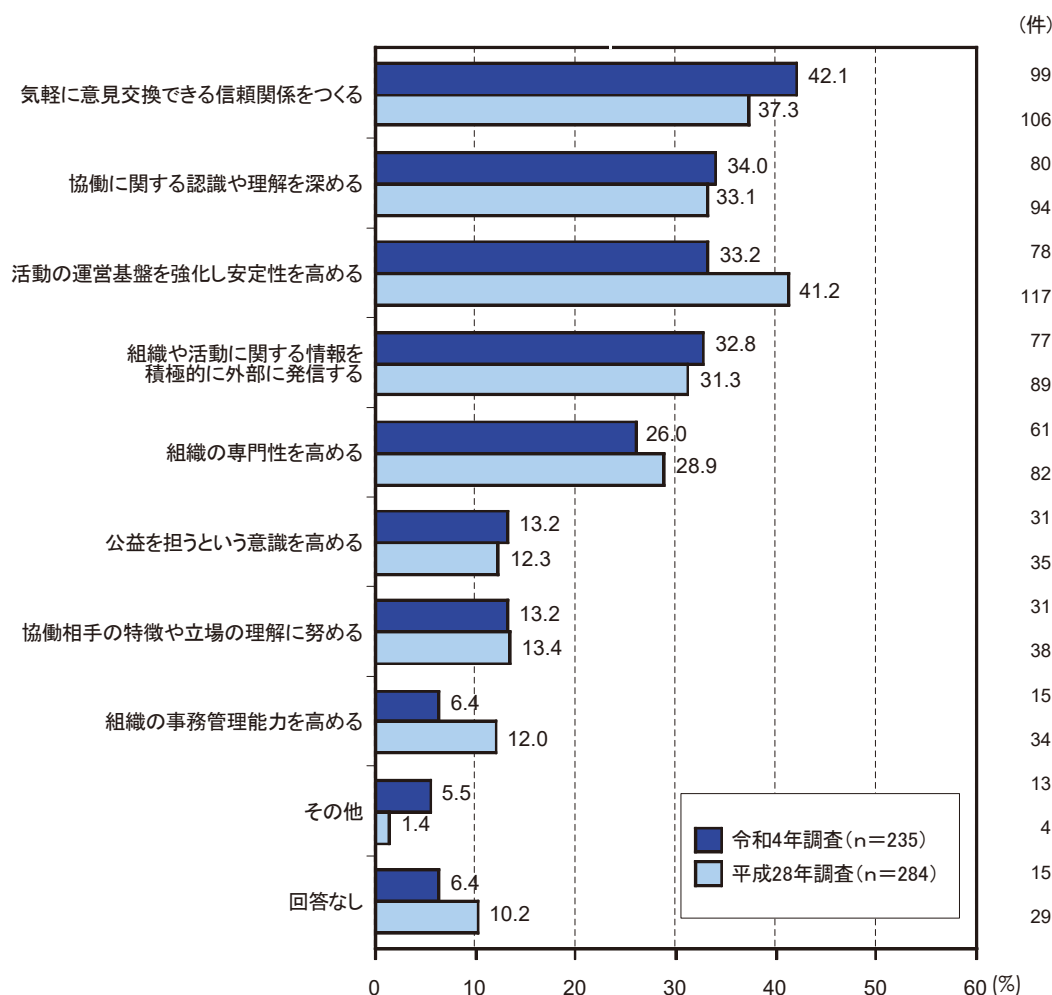


市民活動団体やボランティア団体自身が実施する必要があると考えている取組みとしては、「気軽に意見交換できる信頼関係をつくる」(42.1%)、「協働に関する認識や理解を深める」(34.0%)が上位を占めているものの、「活動の運営基盤を強化し安定性を高める」に 33.2%の団体が回答しています(図 2-3-9)。

以上のことから、比較的小規模な団体では、②に示すような情報面や人材面での課題解決につながる支援、事業収入を得て活動するような団体に対しては、自活・自立した活動を展開していくための支援が必要と考えられ、それぞれの団体に適した支援が求められています。

図 2-3-9 「市民活動団体やボランティア団体として必要な取組」

(平成 28 年調査との比較) - 複数回答 -

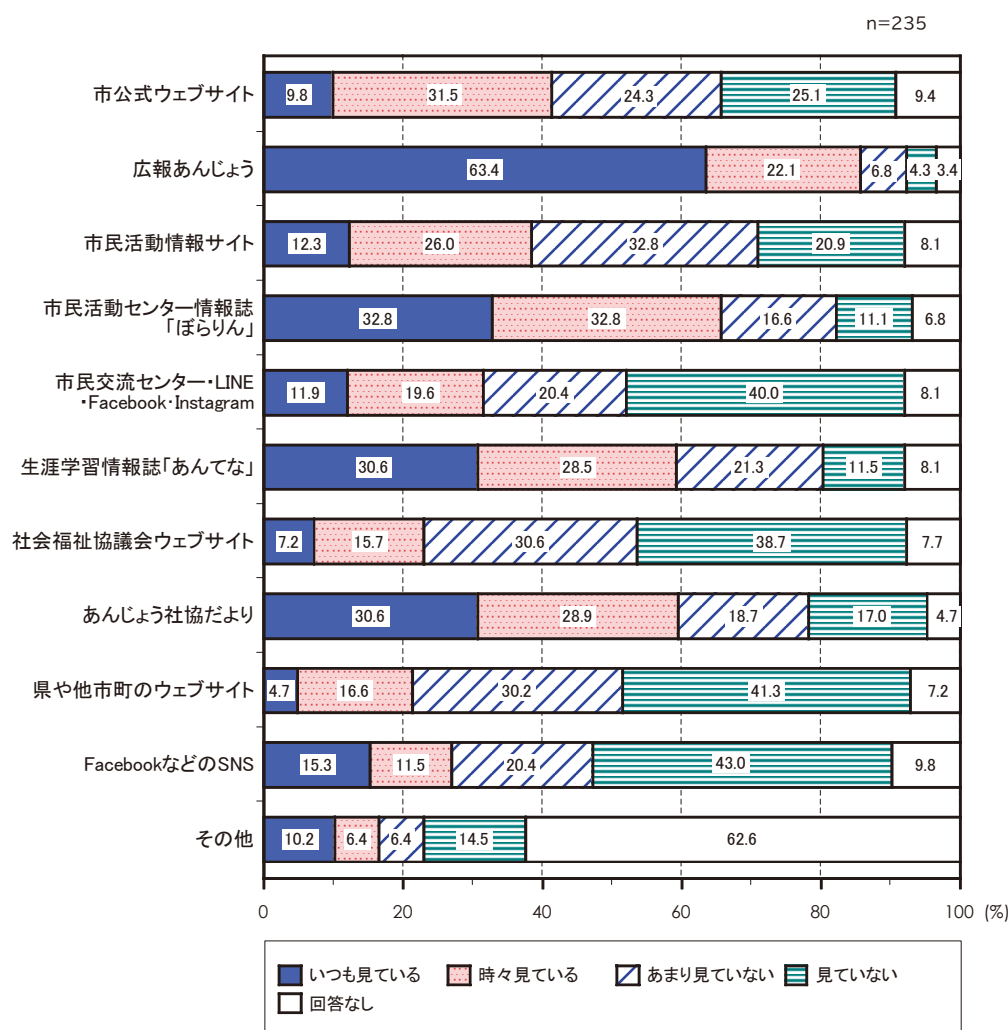


④市の広報紙や市民活動センター情報誌など、紙媒体が主な情報源となっており、最新の情報が入手できるようWeb情報の充実と市民活動団体のICTスキルの向上が課題。

活動に必要な情報の入手先として、8割以上の団体が「広報あんじょう」を見ていると回答しています。このほかでは、「市民活動センター情報誌『ぼらりん』」や、「生涯学習情報誌『あんでな』」、「あんじょう社協だより」に比較的多数の回答があり、いずれも紙媒体からの情報入手が中心となっています(図 2-3-10)。

この理由としては、市民活動団体の役員等の中には高齢者が多く、Web情報になじみがないことが考えられます。このため、Web情報の充実を図ることに加え、市民活動団体のICTスキルの向上を図っていく必要があると考えられます。

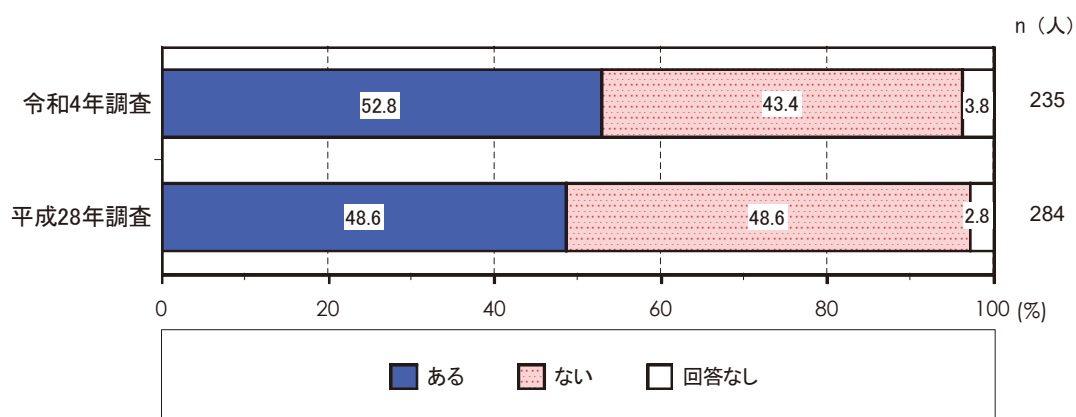
図 2-3-10 「活動に必要な情報の入手先」



⑤市民活動団体と地域団体、事業者との協働など多様な協働関係が生まれるような支援が課題

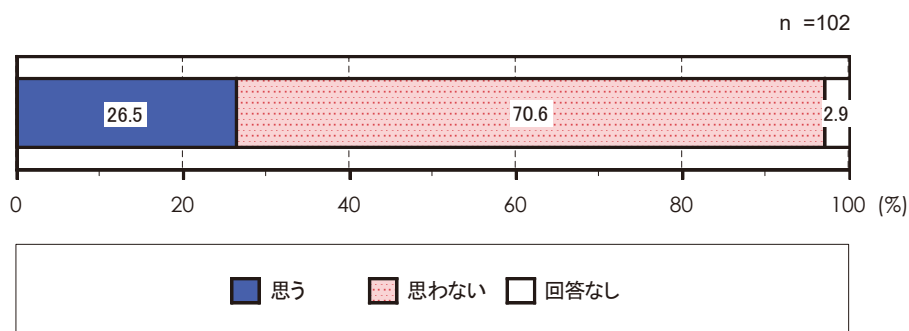
市を含めた他の市民活動団体等との協働の経験がある市民活動団体は、ほぼ半数(52.8%)を占めています(図 2-3-11)。

図 2-3-11 「市・他団体等との協働の有無」(平成 28 年調査との比較)



協働の経験がない団体のうち、他団体や市等との協働意向を持っている団体は26.5%とあまり多くありません(図 2-3-12)。

図 2-3-12 「他団体との協働意向」



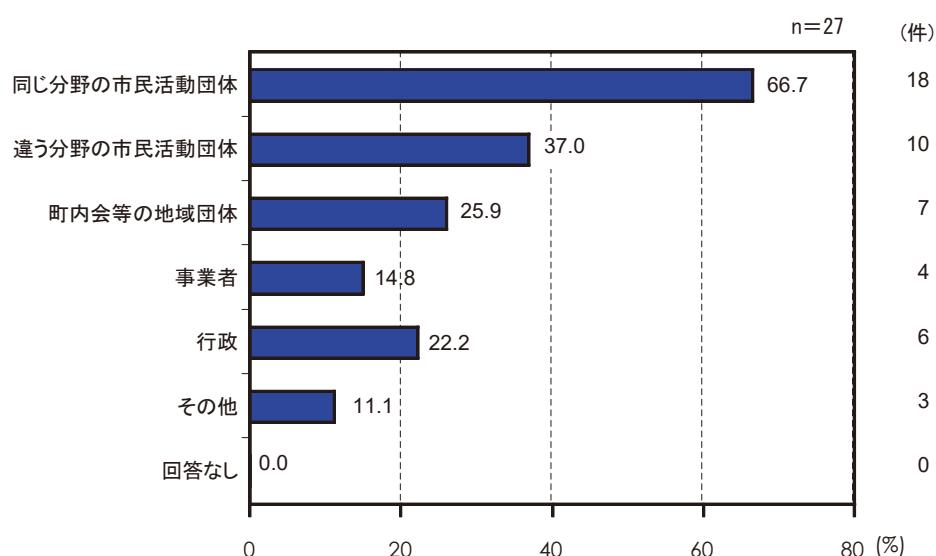
※「他団体と協働して活動したことがない」と回答した 102 団体が対象

今後、他団体との協働を進めたいという市民活動団体のうち、半数以上(66.7%)は「同じ分野の市民活動団体」と協働をしたいと回答していますが、「違う分野の市民活動団体」(37.0%)や「町内会等の地域団体」(25.9%)との協働を望む市民活動団体も一定程度みられます(図 2-3-13)。

以上のことから、協働の必要性や効果(メリット)を多くの団体に知ってもらう機会をつくるなどによって協働の輪を広げていく必要があります。

また、協働による相乗効果を生むため、地域団体同士や市民活動団体同士、地域団体と市民活動団体はもとより、事業者と地域団体、事業者と市民活動団体など多様な主体をマッチングする機会の充実を図ることが求められます。

図 2-3-13 「協働したい団体」 - 複数回答 -

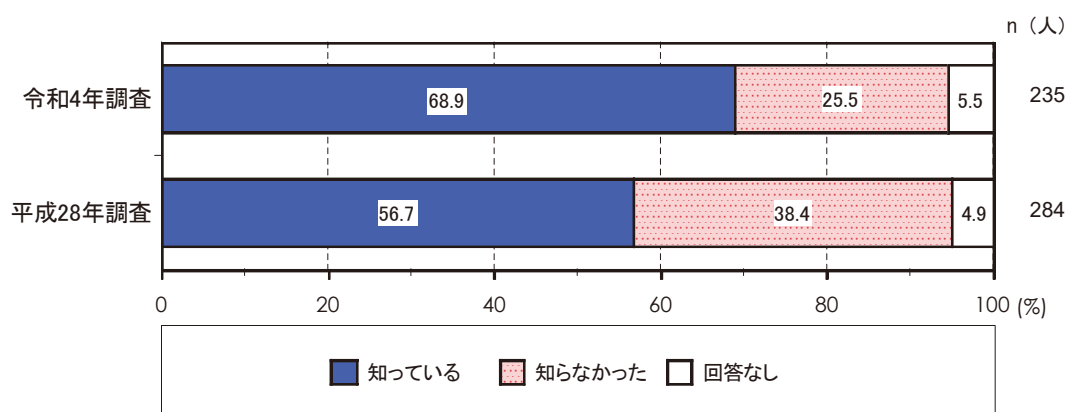


⑥市民活動補助制度のより一層の周知が必要

市民活動補助制度の認知度は、前回調査(平成 28 年調査)の 56.7%から今回調査では 68.9%に高まっていますが、「知らなかった」という団体も 25.5%を占めています(図 2-3-14)。

制度の周知を図っていくこと、より使い勝手のよい制度に改善していくことも求められています。

図 2-3-14 「市民活動補助制度の認知」(平成 28 年調査との比較)



4 第2次推進計画の主な達成状況と主要課題

(1) 第2次推進計画の成果指標の達成状況

第2次推進計画の基本方針1から5に掲げられた5つの成果指標について、令和4年(2022年)9月に実施した市民協働に関するアンケートの結果等を基にした、成果指標の達成状況は以下のとおりです。

表 2-4-1 第2次推進計画の成果指標の達成状況

【評価基準】

達成	令和5年度の目標値に達している
A	令和5年度の目標値に達していないが、目標値に近い
B	令和5年度の目標値に達しておらず、目標値に遠い
C	平成28年度の実績値よりも後退している

成果指標	実績値 【平成28年度】	現状値 【令和4年度】	目標値 【令和5年度】	評価結果
(1)市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合	21.6 %	35.6%	26 %	達成
(2)市民活動センターの登録団体数	385 団体	445 団体 (R5.3 月末)	430 団体	達成
(3)市内の NPO 法人数	38 団体	37 団体 (R5.3.7)	45 団体	C
(4)協働という言葉の認知度	38.3 %	41.7%	66 %	B
(5)市民参加・市民活動支援に対する満足度	25.9 % (H27 年度)	36.2% (R5.8)	38 %	A

※(3)市内のNPO法人数

H29～R4年度で6団体増加、7団体減少

(2) 第1次・第2次推進計画の主な達成状況

第1次推進計画及び第2次推進計画で掲げた施策・事業の達成状況は、以下のように要点整理できます。

【第1次安城市市民協働推進計画の主な達成状況】

“スタートアップ事業として掲げた事業は計画どおりすべて実施”

①市民活動補助制度が創設

- 市民提案型事業や行政提示型事業によって市民活動や市と市民の協働事業が進展
- 公開成果報告会の開催を通じて活動成果を共有

②市民協働推進基金(マッチングギフト方式)の創設(平成25年度(2013年度))

③まちづくり人養成講座(初級編・中級編)の開催(平成25～28年度(2013～2016年度))

- 修了生を核として、任意団体「安城市市民協働サポータークラブ」が発足
- 団体と団体を結びつけるマッチング機能を果たす中間支援組織として期待

④協働事業事例集『協働ハンドブック あんじょう「コネクト」』発行

(平成25年度(2013年度))

- 行政との協働事業として作成され、市公式ウェブサイトにもアップロード

⑤職員向け市民協働研修の開催(平成25～28年度(2013～2016年度))

- 「職員向け研修」及び「まちづくり人養成講座」を修了した職員数約40名

【第2次安城市市民協働推進計画の主な達成状況と新たな動き】

“ステップアップ事業はすべて着手。コロナ禍でも健闘”

①コロナ禍で事業展開上の制約があったものの、8割以上の事業が評価A

(コロナ禍における取組が実施できた)

②新規性のある事業として掲げた10の「ステップアップ事業」はすべて着手

③コロナ禍で交流会や成果報告会の開催をオンラインにせざるを得なかったが、市民活動団体等の動画作成やオンラインによる発表スキルの向上につながるという副次的効果も生まれている

④平成25年度(2013年度)に創設された市民活動補助制度のバージョンアップ

- 「市民提案型事業」と「行政提示型事業」に加え、令和元年度(2019年度)実施事業から新たに「協働提案型事業」を設置
- 令和3年度(2021年度)実施事業から書類審査のみの市民提案型スタート事業を追加。また、「行政提示型事業」を「行政協働型事業」として、団体からの提案による事業を行政との協働事業として拡充

⑤新たな協働概念である共創・協創※がスタート

- 公民連携フロントや高校生活躍応援プロジェクト、あんじょう SDGs共創パートナー制度といった「共創」、マチナカプレイスメイキングなどといった「協創のまちづくり」がスタート

「第三次安城市都市計画マスタープラン」の解説より引用

※共創:企業が、消費者や協力関係にある企業などと「共に」、新しい価値を持つ商品やサービスを「創」りあげていくこと。

※協創:市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を活かして補いあい、お互いに「協」力しながら、まちやまちのつかい方を「創」りあげていくこと。

（３）市民協働推進に向けた主要課題

これまでに整理した事項などを踏まえ、今後に向けての主要課題として次のような点をあげることができます。

【安城市における市民協働推進の今後に向けての主要課題】

- ① 潜在的に数多くいるボランティア活動・市民活動へ参加したいと思っている市民を顕在化させること（参加のきっかけづくり）
- ② 市民協働に関する知識を深め、理解促進を通じたボランティア活動・市民活動への参加促進と市民協働の担い手となる人材づくり
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で停滞した市民活動の活性化を図ること
- ④ 町内会の活動と組織の持続的な運営のための支援
- ⑤ 団体と団体を結びつけ多様な協働を創り出していくコーディネート機能の充実と新たな市民活動を生み出していく相談支援機能の充実
- ⑥ 初期段階の活動から自活・自立した活動まで、それぞれの活動団体のステージやニーズに応じた市民活動団体の支援
- ⑦ 多様な市民ニーズとより困難な地域課題に 대응していくための、地域団体・市民活動団体・事業者などの多様な主体による市民協働の促進（マルチパートナーシップの促進）



第3章 安城市がめざす市民協働の姿

1 基本目標と第3次推進計画策定のポイント

(1) 基本目標

本計画は、安城市市民協働推進条例で掲げている「市民協働によるまちづくりの推進」という目的を具現化し、その目的を達成するための計画です。このため、第2次推進計画では、条例の目的に合わせて「市民協働によるまちづくりの実現」を基本目標として描き、市民協働を推進してきました。

本計画においてもその基本目標を継承していくものとします。

基本目標

市民協働によるまちづくりの実現

なお、安城市市民協働推進条例では、次のように基本理念を設定しています。本計画においても引き続きこの基本理念に基づき、市民協働を推進していくこととします。

安城市市民協働推進条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。

- (1)互いに自立し、自主的に行動すること。
- (2)互いを尊重し、対等な関係を保つこと。
- (3)互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。
- (4)目標を共有し、その達成に努めること。
- (5)情報の公開に努め、透明性を確保すること。
- (6)活動を互いに評価し、改善に努めること。

(2) 第3次推進計画におけるチャレンジ目標

第2次推進計画の計画期間中に新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありました。また、少子高齢化等を背景に、昨今は、複合的な地域生活課題を抱えている個人・家庭が増えています。これらに象徴されるように、現代社会は複雑性、不確実性がますます高まってきており、地域課題や行政課題の解決においては、市民と行政との協働といった従来型の協働概念をアップデートしていくことが求められます。そして、新たなステージの協働概念、新規テクノロジーやデザイン思考※、ビジネス的な手法などを活用して社会的課題を解決していく新たなアプローチによる価値創造型の協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

※デザイン思考：デザイナーやクリエイターが業務で使う思考プロセスを活用し、前例のない課題や未知の問題に対して最適な解決を図るための思考法

そこで、以下に示す事項を本計画期間中のチャレンジ目標として掲げ、多様な主体との協働により、複雑化・多様化している地域課題や行政課題の解決につながるようなマルチパートナーシップ型協働を目指していくものとします。

そして、基本目標「市民協働によるまちづくりの実現」を具現化していくものとします。

チャレンジ目標

新たな価値創造に向けて……マルチパートナーシップ型協働への進化

(3) 第3次推進計画策定の重要ポイント

第2次推進計画では、「1. 成果指標の設定」、「2. 自立した市民活動」、「3. 市民活動団体と市との協働の更なる推進」、「4. 団体同士の協働の推進」の4つの重要ポイントを提示して、これに基づき施策体系を作成し、市民協働の推進のための施策を策定しました。

本計画では、第2次推進計画で提示した4つの重要ポイントを継承しつつも、第2章で整理した「安城市における市民協働推進の今後に向けての主要課題」(p35)と前ページで掲げた基本目標を勘案し、以下の5点を重要ポイントとして提示するものとします。

1. 成果指標の設定

計画の成果を把握するため、基本方針ごとに成果指標を設定し、チャレンジ目標に向けて施策・事業を推進します。

2. 各団体のステージやニーズに応じた支援

生きがい等をモチベーションとした小規模な市民活動団体や初期段階の市民活動団体から、専門性が高く、経済的にも自立した組織基盤がしっかりとした団体の発展を目指した市民活動団体まで、それぞれの活動団体のステージやニーズに応じた市民活動団体の支援を進めます。

3. 地域団体・市民活動団体と市との協働の更なる推進

地域課題はより身近なところで地域団体や市民活動団体等が主体になって解決していくという補完性の原則を基本としながらも、行政課題として取り組むべき地域課題については、協働して取り組むことで解決が期待される施策・事業を中心に、地域団体や市民活動団体等と市との協働を進めます。

4. 団体同士の協働の促進

様々な地域課題の解決に向け、地域団体と市民活動団体、地域団体と事業者、市民活動団体と事業者、地域団体同士、市民活動団体同士など、多様な協働を促進します。

5. 市民協働によるまちづくりのイノベーション※となる協働の場や機会づくり

ますます複雑化し、不確実性が高まってきている様々な地域課題や行政課題の解決に向け、新たな価値を生み出し、社会・経済に変革を起こすような多様な協働が生まれる場や機会づくりを進めます。

※イノベーション:技術革新のみならず、商品やサービスまたはビジネスモデルに従来とは違った仕組みや技術を組み合わせることで、今までにない革新的な価値を生み出し、社会に大きなインパクトをもたらすこと。

2 基本方針

【基本方針1】 地域活動・市民活動に 関する理解促進

- 市民協働を進めるためには、地域活動や市民活動に対する多くの市民の理解が必要不可欠です。このため、多様な手法・媒体を通して、地域活動や市民活動、市民協働に関する情報をわかりやすく提供することで市民の協働意識の醸成を図ります。
- 事例紹介やフォーラムなどの開催を通じて、地域課題解決型の地域活動や市民活動、市民協働の必要性や意義などに関する理解促進を図ります。

▶p35主要課題①②への対応

【基本方針2】 市民協働の担い手づくり

- 地域活動や市民活動を支える土台は人材(人財)です。活動の参加のきっかけとなる多様な情報や機会、活動に関する様々な学習機会を提供し、市民が地域活動や市民活動を支え合い、育て合う輪を広げます。
- 市民協働に関する市職員の意識改革・スキルアップを図るための研修の実施や市職員の地域活動・市民活動への主体的参加を促進することを通じて、市民と共に考え、共に汗を流すという職員を育成します。

▶p35主要課題①②への対応

【基本方針3】 活動場所と団体 に対する支援の充実

- 市民協働や市民活動を活性化するには、市民活動団体が会議や作業などの活動をする場が必要不可欠です。そこで、団体の活動拠点施設がより一層使いやすい施設となるよう管理・運営するとともに、市民活動の支援拠点施設間の連携を強化し、支援機能の充実を図ります。
- 市民協働による地域課題解決に向けた公益活動が市内各所に広がり、定着していくようにするため、地域団体や市民活動団体、事業者など様々な主体による活動に対する支援や交流・対話の機会の提供を進めます。

▶p35主要課題③④⑤⑥⑦への対応

【基本方針4】
資金・組織体制の
充実支援

- 地域活動や市民活動、市民協働を進めていく上で、活動資金の確保と組織体制の強化が必要不可欠です。このため、活動資金の側面と組織運営体制の強化という側面から、地域活動や市民活動の発展的な展開と組織力の強化及び組織運営の自立と持続化を支援します。

▶p35主要課題③④⑥への対応

【基本方針5】
マルチパートナーシップの
促進

- ますます複雑化し、不確実性が高まってきている様々な地域課題を解決していくためには、市民と行政との協働といった従来型の協働では限界があります。そこで、本市はもとより、市民、地域団体、市民活動団体、事業者といった多様な主体が役割を分かち合いながら連携・協働していくマルチパートナーシップを展開します。

- 市民活動団体が課題解決に取り組んできた地域課題を行政課題として捉えることに努め、市民活動団体と市との協働の機会を積極的に増やすとともに、多様な協働を促進していくための情報提供、マッチング機会の提供、活動支援などの施策・事業を推進します。

▶p35主要課題⑦への対応

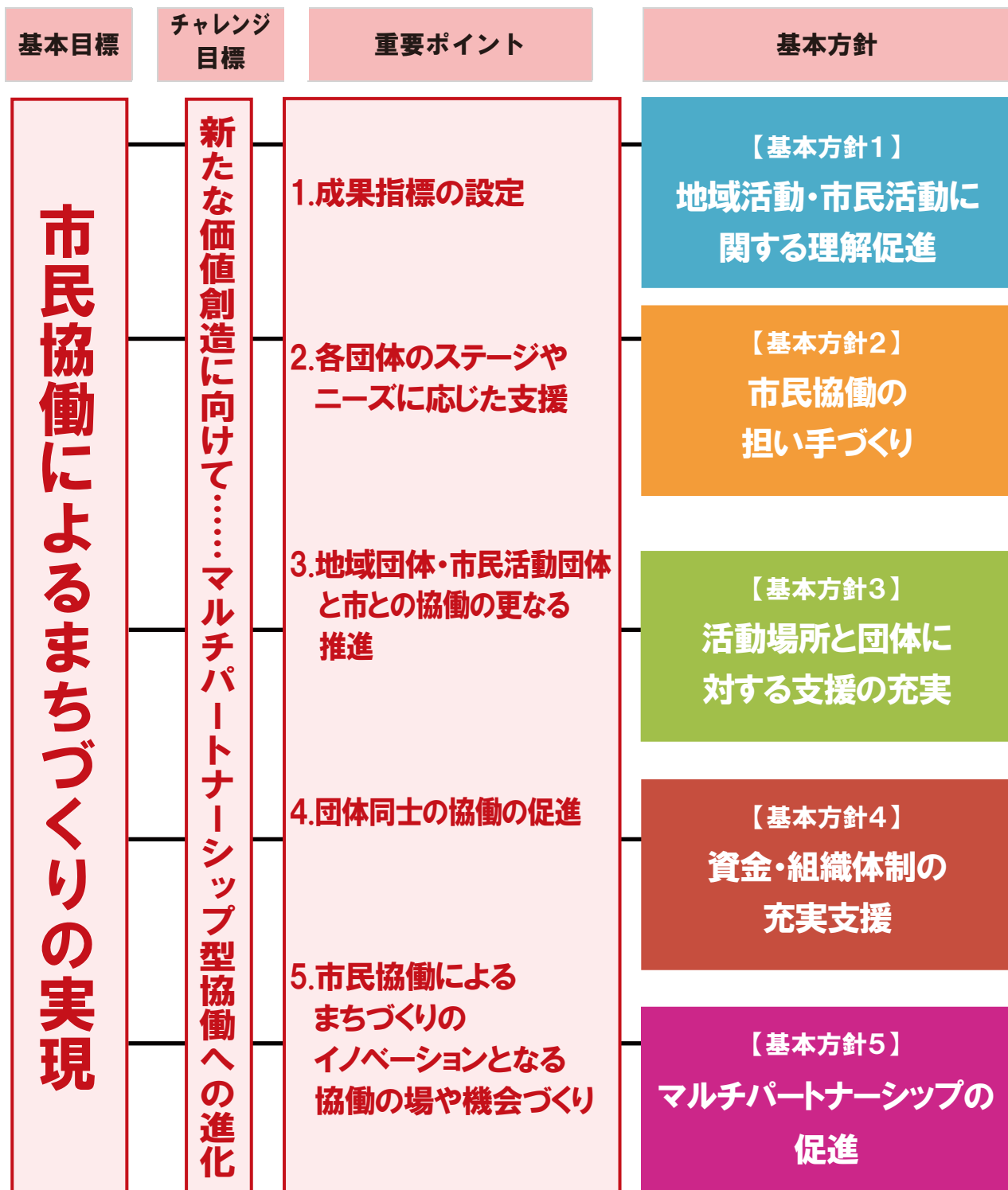




第4章 市民協働推進のための施策

本章では、第3章で掲げた5つの基本方針に沿って、本計画期間内に進めていく施策を体系的に示し、施策内容を提示します。

1 第3次推進計画 施策体系



なお、別冊として取りまとめる推進事業(アクションプラン)については、第3章で示した本計画の重要ポイントを踏まえつつ、この施策体系に基づき策定するものとします。

また、計画の推進にあたっては、町内福祉委員会といった地域団体との協働により地域福祉活動を進めている安城市社会福祉協議会の活動を欠かすことはできません。そこで、推進事業(アクションプラン)では、社会福祉協議会が進める事業のうち、本計画との関連性が強いものを「社会福祉協議会の関連事業」として扱い、安城市社会福祉協議会と連携して市民協働を推進します。

基本施策

(1)地域活動・市民活動に関する情報発信・共有

(2)地域活動・市民活動に関する理解促進

(1)地域活動・市民活動への参加のきっかけづくり

(2)地域活動・市民活動の担い手づくり

(3)市民協働に対する市職員の理解・参加促進

(1)市民活動の拠点施設と支援機能の充実

(2)地域課題解決につながる地域活動・市民活動の支援

(1)補助金など活動資金面の支援

(2)団体の組織基盤整備に関する支援

(1)地域団体や市民活動団体と市との市民協働の推進

(2)イノベーションとなる協働の場や機会づくり



2 基本施策

基本方針1 地域活動・市民活動に関する理解促進

◆成果指標

協働という言葉の認知度※

現状値 【令和4年度(2022年度)】	目標値 【令和13年度(2031年度)】
41.7%	47%

※「市民協働に関する市民アンケート調査」の「『協働』という言葉を知っていますか。」という問いに対して「内容をある程度知っている」(16.2%)、「内容はわからないが、聞いたことがある」(25.5%)のどちらかを回答した割合。(p11の図2-1-8を参照)

(1)地域活動・市民活動に関する情報発信・共有

多様な市民協働の取組みを深く市民に浸透させていくためには、それぞれの活動主体が必要とする情報を受信でき、届けたいところに情報が発信できるようにする必要があります。そして、市内の活動主体間で情報が共有される状況をつくっていくことが望まれます。

そこで、それぞれの地域団体、市民活動団体の活動に関する情報、イベント情報、人材募集や助成金、研究会など活動に役立つ情報など、地域活動・市民活動に関する総合的な情報について、様々な媒体を活用して情報発信・共有できる環境整備を進めます。

(2)地域活動・市民活動に関する理解促進

市民活動への理解と関心は高まっているとはいえ、市民協働によるまちづくりとは何か、また、市民協働の必要性、果たす役割について市民への理解を促していく取組みは必要です。

市民協働に関する事例のみならず、地域団体や市民活動団体の活動事例の紹介を行うなど、地域活動・市民活動に関する理解促進に向けて継続的な取組みを展開していきます。

基本方針2 市民協働の担い手づくり

◆成果指標

市民活動・ボランティア活動に参加したことがある市民の割合※

現状値 【令和4年度(2022年度)】	目標値 【令和13年度(2031年度)】
35.6%	55%

※「市民協働に関する市民アンケート調査」の「あなたは、ボランティア・市民活動にどのように関わっていますか。」という問いに対して「現在参加しており、今後も続けていきたい」(10.5%)、「現在参加しているが、今後はやめたいと思っている」(2.4%)、「これまで参加したことがあり、今はやめているが、今後また関わってみたい」(10.8%)、「これまで参加したことはあるが今はやめており、今後に関わるつもりはない」(11.9%)のいずれかを回答した割合の合計。(p8 の図 2-1-5 を参照)

(1)地域活動・市民活動への参加のきっかけづくり

市民アンケートによると、潜在的にボランティア・NPO等の市民活動に関与したいと考えている人はおおむね3割近くを占めているにも関わらず、実際に活動している人は1割程度にとどまっています。現在、関心はあっても活動するまでには至っていない市民を顕在化させていくために、地域活動・市民活動への参加のきっかけづくりを進めます。

(2)地域活動・市民活動の担い手づくり

地域活動・市民活動を推進していくためには、活動への参加のきっかけづくりとともに、しっかりと行動できる人材(人財)を育てていくことが必要です。

多様な人材を計画的に育てるため、すでに何らかの市民活動に参加している人、さらなる活動に取り組みたい人はもちろんのこと、これから新たに活動に関わってみたいと思う人など、初心者から経験者まで幅広い市民を対象として、市民協働によるまちづくりに関する基本的な知識やスキルを学びあう講座を開催します。また、様々な人材養成の講座の機会をとらえ、担い手づくり、活動への参加促進につながるプログラムを提供していきます。

(3)市民協働に対する市職員の理解・参加促進

職員の市民協働に対する理解促進を図り、市と市民活動団体との協働事業のさらなる推進を図るため、“市民協働によるまちづくり”をテーマとした職員向け研修を実施します。

また、市民協働の実践活動の現場に出て、市民協働によるまちづくりの経験を積むことができるよう、情報提供を進め職員の自主的・主体的な参加を促します。

基本方針3 活動場所と団体に対する支援の充実

◆成果指標

市民活動センターの新規登録団体数（累計）

現状値 【令和4年度(2022年度)】	目標値 【令和13年度(2031年度)】
24団体	184 団体 (令和6年度～13年度までの累計)

(1)市民活動の拠点施設と支援機能の充実

団体の活動拠点施設である、市民交流センター、各地区公民館や地区福祉センターが、地域団体や市民活動団体にとってより一層使いやすい施設となるよう施設の管理運営を行います。また、安心・安全に地域活動や市民活動ができるよう補償制度の周知と加入の促進に努めます。

市民活動の支援拠点施設である市民活動センター、生涯学習ボランティアセンター、社会福祉協議会ボランティアセンターにおいては、施設同士の連携を強化し、情報提供、相談・コーディネート、人材・団体育成などの支援機能の充実を図ります。

(2)地域課題解決につながる地域活動・市民活動の支援

少子高齢化等を背景とした地域社会の変容と、それに伴う複雑多岐にわたる地域課題に対応していくため、地域団体や市民活動団体と市といった従来型の協働まちづくりの枠を超えた多様な主体との協働による地域課題解決型まちづくりを促進していきます。

そのため、様々な主体のスキルアップ、組織力強化に向けた支援を行うとともに、様々な主体間のマッチング機会の提供や交流できる機会を設けます。



▲市民活動センターでの相談の様子



▲わくわく団体交流会

基本方針4 資金・組織体制の充実支援

◆成果指標

資金に関する課題が「特にない」と答えた団体の割合※

現状値 【令和4年度(2022年度)】	目標値 【令和13年度(2031年度)】
52.8%	62%

※「市民協働に関する市民活動団体アンケート調査」の「資金に関する主な課題は何ですか。」という問いに対して「特にない」と答えた市民活動団体の割合(p25の図 2-3-5 を参照)

(1)補助金など活動資金面の支援

地域団体や市民活動団体が、市又は様々な主体との協働のもとで取り組む公益活動の自立的な発展、ステップアップを促していくための、活動資金面での支援を行います。併せて、自立的な市民活動につなげていくため、また、社会に提言する手立てとしていくために役立つ情報提供や伴走的な相談支援を行います。

(2)団体の組織基盤整備に関する支援

地域課題解決に取り組む地域活動や市民活動が持続的に発展していくためには、地域団体や市民活動団体の組織基盤強化が不可欠であることから、それぞれの団体の発展段階に応じた講座の開催、伴走支援※などのしくみを用意するなどして、人材の確保と育成、ICT環境整備やスキルなど、組織や事業の運営基盤の整備・強化につながる支援を行います。

※伴走支援:市民活動団体の困りごとに耳を傾け、困りごとや課題の解決に向けてともに悩み、汗を流す、資金面以外の支援のこと。



▲市民活動補助金の審査会



▲市民活動補助金の公開成果報告会

基本方針5 マルチパートナーシップの促進

◆成果指標

他の団体との協働経験あり※

現状値 【令和4年度（2022年度）】		目標値 【令和13年度（2031年度）】	
町内会	66.2%	町内会	86%
市民活動団体	52.8%	市民活動団体	59%

※「市民協働に関する町内会アンケート調査」の「現在、町内会活動を、ボランティア団体、市民活動団体、他の町内会、事業者など、あなたの町内会以外の団体と協働して実施していますか。」という問いに対して「協働している」と答えた町内会の割合(p19の図 2-2-5 参照)、「市民協働に関する市民活動団体アンケート調査」の「他の市民活動団体、町内会などの地域団体、事業者、市と協働して活動したことがありますか。」という問いに対して「ある」と答えた市民活動団体の割合(p30の図 2-3-11参照)

(1)地域団体や市民活動団体と市との市民協働の推進

第9次安城市総合計画の目指す都市像「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市※ 安城」の実現に向け、現在各課で行われている協働事業の中から、その一部を抜粋して別冊「推進事業(アクションプラン)」に掲載します。これらの事業を含む市内各部署における協働をこれまで以上に推進します。

※しあわせ共創都市:すべての人の幸せを市民とともに創り上げていくまちの姿

(2)イノベーションとなる協働の場や機会づくり

新型コロナウイルス感染症拡大、地球温暖化に伴う気候変動や異常気象、災害などの想定外の事象や、少子高齢化が地域社会に深刻な問題になっています。地域が抱える諸課題も複雑かつ不確実性が高まってきている今日、地域団体や市民活動団体と市との協働に加え、多様な主体による協働(マルチパートナーシップ)が必要です。

このため、公民連携による取り組みや、公共空間の活用ポテンシャルを図る社会実験等により、学校や企業など多様な主体との関わりをつくり、多様な協働が生まれる場や機会づくりを進めます。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画に掲げている目標や施策を着実に実施して市民協働のまちづくりを推進していくためには、一人ひとりの市民や市職員はもとより、地域団体や市民活動団体、事業者など多様な主体が、本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取組の第一歩として必要不可欠です。

そこで、広報あんじょうや市及び市民活動センターのウェブサイトなどの様々な媒体を活用して、本計画の趣旨や内容について周知を図ります。また、市民出前講座、市民活動団体などの交流会やイベントの開催といった、様々な主体と直接対面できる機会を通して本計画の周知に努めます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するため、本計画で示した施策及び別冊として取り扱っている「アクションプラン」の進捗状況を毎年確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、次の事業への展開方策を検討しフォローアップしていく、「計画(Plan)」⇒「実行(Do)」⇒「点検・評価(Check)」⇒「見直し(Action)」⇒「計画(Plan)」・・・といった一連の流れに沿ったPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策・事業の継続的な改善を進めていくものとします。

(1) 安城市市民協働推進会議による評価

PDCAサイクルのうち、「点検・評価(Check)」については、第三者的な視点からのチェックを行う観点から安城市市民協働推進会議に年次報告を行うものとします。また、その際は実施した内容だけではなく、チャレンジ目標の達成につながる具体的な取組や活動プロセスも可視化し、併せて報告します。

そしてこの会議は、市民協働の推進に関する事項(本計画の進捗状況の確認や評価、市民協働推進施策に関する調査や提言など)を審議するため、公募による市民、学識経験を有する者、その他市長が認める者のうちから市長が委嘱する15名以内の委員によって構成されます。

(2) 協働事業の推進と進行管理

46ページの基本方針5(1)「地域団体や市民活動団体と市との市民協働の推進」に基づきアクションプランに位置づけられている17事業をはじめ、既に各課を所管として様々な協働事業が推進されています。今後とも各課の協働事業担当者が中心になり、全庁的に協働事業を推進するとともに、毎年度、これらの事業の実施状況を市民協働の基本理念に基づいて取りまとめ、安城市市民協働推進会議に報告する方法で事業の進行管理を行います。

(3) 市民活動補助金交付事業の進行管理

市民活動補助金(市民提案型スタート事業を除く)交付団体は、事業完了後に公開成果報告会で事業の成果を発表することになっています。また、発表後のワークショップでは参加者同士が楽しみながら市民目線で話し合い、事業の成果を評価し合います。

つまり、この公開成果報告会は、単なる報告会ではなく、市民活動補助金交付事業の進行管理の機会としても機能しています。そこで、今後もこの成果報告会及びワークショップを市民活動補助金交付事業の進行管理の機会として捉え、継続して実施していくものとします。

(4) 協働事業の見直し会議の構築

各課が市民活動団体等との協働で進めている協働事業の中には、長期間にわたって実施している中で目的や意義が形骸化してしまうことや、他の団体が参入できないことなどの懸念があります。こうした協働事業については、所管課が毎年評価を行ってだけでなく、所管課以外の目線から客観的かつ大局的に検証し、必要に応じて廃止・縮小も視野に改善・見直しを図っていく必要があります。

また、市民活動補助金の交付を受けた活動の中には、市の事業やサービスの狭間にあるような社会課題・地域課題の解決を目指しているものも少なくありません。このような活動に取り組む市民活動団体は、行政事業・サービスの先駆者、行政課題解決のイノベーター(情報感度が高く、新しいものを積極的に導入する問題意識を持った革新者)として捉えることができます。ところが、参加費や利用料金という形で対象者(受益者)から徴収することが難しく、収益化できないようなケースも少なくないものと考えられます。また、市民活動補助金の交付には回数制限があることから、制限回数を超えた場合には資金の目途が立たず活動が持続できなくなることも予想されます。

そこで、既存の協働事業の検証・見直し等と新規協働事業の立ち上げをしていくための仕組みとして「(仮称)協働事業の見直し会議」を設置することによって、協働事業のアップデート(更新)を図ります。

(5) VUCA時代にふさわしい「OODAループ」的な発想に基づくアクションプランの臨機応変な見直し

新型コロナウイルス感染症拡大、地球温暖化に伴う気候変動や、もはや非日常ではなくなった異常気象と大規模自然災害への対応など、私たちが暮らす地域社会を取り巻く先行きが不透明で複雑性・不確実性が高い昨今のような状況は、“VUCA※(ブーカ)時代”と呼ばれています。

今まで通りの延長線の発想に終始しては対応できない時代である、VUCA時代には、全てを当初立てた計画どおりに行うのは困難です。現場に近いところで状況を的確に判断し、柔軟に対応していることが求められており、最初に計画するところから始めるPDCAと違ったアプローチである、観察と状況判断から始めることを重視したOODA(ウーダ)ループ※の手法の考え方を取り入れることが有効であると考えられます。

そこで、本計画では、8年間もの中長期の計画期間を当初に計画に位置づけた事業に縛られてしまい陳腐化・形骸化させてしまうことを回避するため、これまで計画書の本冊内で扱っていた「推進事業」の部分を本冊から切り離し、毎年見直しをしていく、「アクションプラン」として別冊扱いとしました。

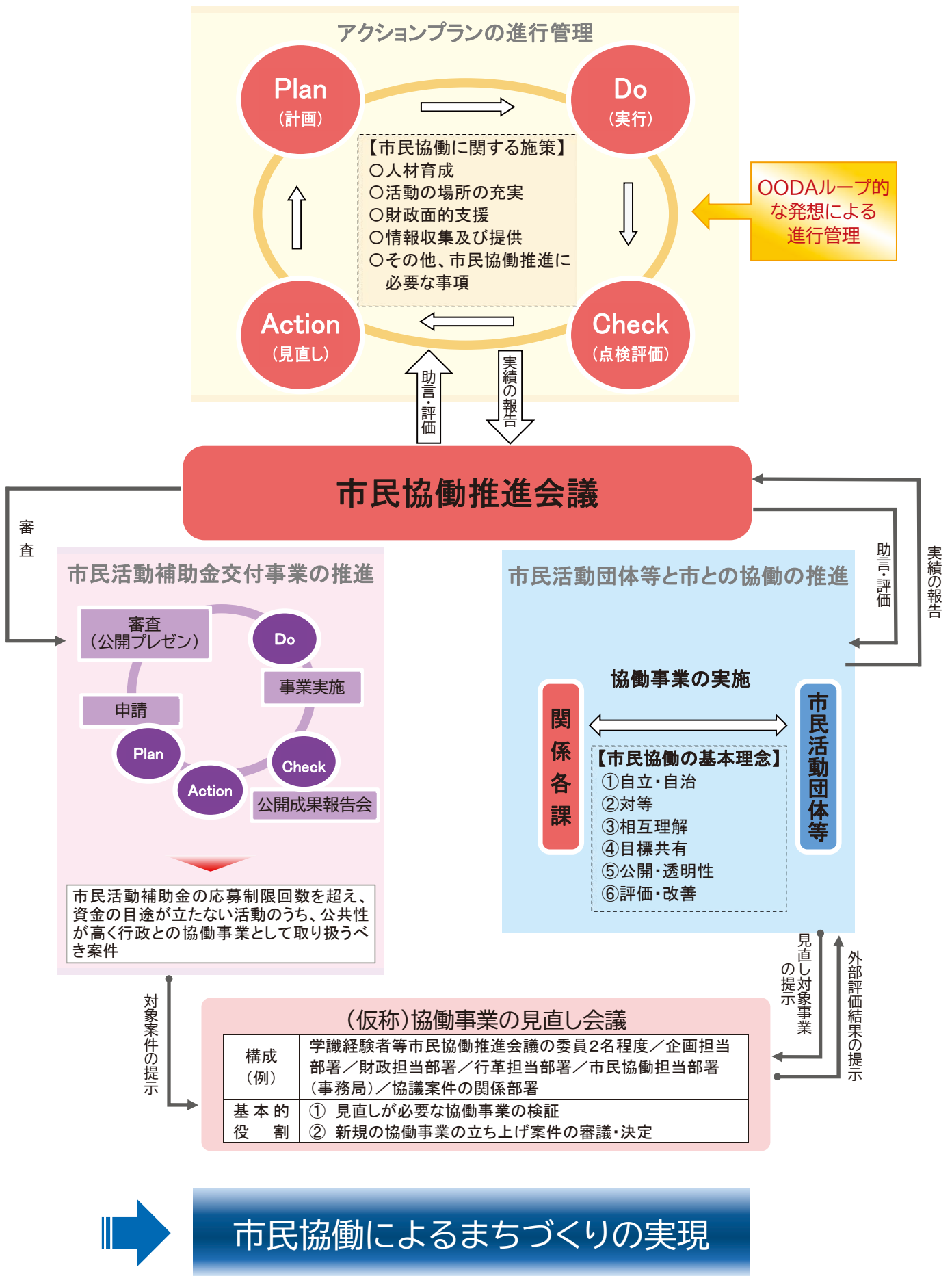
これによって、OODAループの手法の発想を取り入れつつ、しっかりとした視点を持って社会情勢等を観察して状況判断をし、その時々にはふさわしい事業内容・事業手法によって計画を推進していく、VUCA時代に求められる臨機応変な対応で計画目標を具現化していくものとします。

※VUCA:Volatility(変動性), Uncertainty(不確実性), Complexity(複雑性), Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった造語で、予測できない状況をさす。

※OODAループ:「観察する(Observe)」「状況を理解する(Orient)」「決める(Decide)」「動く(Act)」の頭文字をとった言葉。その時々状況に応じて素早く判断をし、意思決定していく手法。そのステップは以下の通り。

- ①観察する(Observe):社会情勢や地域の現状やニーズなどをよく観察し、事実を情報として幅広く収集する。
- ②状況を理解する(Orient):集めた生データをもとに、今何が起きているのかを把握・理解する。
- ③決める(Decide):理解した状況に対して、どうなりたいのか・どうしたいのかを確認し考えられる選択肢をアップし、一番効果的なものを選択して、その具体的な方針やアクションプランを決定する。
- ④動く(Act):プランをもとに、実行に移す。試してみる。
- ⑤ループを回す:試行した結果を踏まえ、①のステップに戻り、①～④の4つのステップを回す。

図 5-1 市民協働を推進するための仕組み





資料編

(1) 計画の策定経過

① 令和4年度(2022年度)

開催日(実施日)	策 定 経 過
7月28日	令和4年度 第1回 安城市市民協働推進会議 (1) 審議会への諮問 (2) 第2次安城市市民協働推進計画の進捗状況(令和3年度分)について (3) 令和5年度安城市市民活動補助金の募集について (4) 第3次安城市市民協働推進計画の策定について
9月1日～ 9月22日 ※町内会アンケートは、9月12日～9月27日	市民協働に関するアンケート調査の実施 ・無作為抽出の市民2,000人 ・市内すべての町内会(81町内会・自治会) ・市民活動センター又は社会福祉協議会ボランティアセンター登録の市民活動団体398団体を対象に実施
11月7日	令和4年度 第2回 安城市市民協働推進会議 (1) 第2次安城市市民協働推進計画について (2) 令和5年度安城市市民活動補助金について (3) 第3次安城市市民協働推進計画の策定について
12月4日	あんじょう協働のまちづくりフォーラム 2022 ・基調講演「2030年代に備えるために、安城市と協働の『これまで』と『これから』を考える」 講師 川北 秀人さん(IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所] 代表者兼ソシオ・マネジメント編集発行人) ・トークセッション 北村 隆幸さん(特定非営利活動法人せき・まちづくり NPO ぶうめらん 理事(前代表理事)) 川北 秀人さん 増田 貴子さん(認定特定非営利法人愛知ネット 安城市民交流センターセンター長) ★モデレーター:加藤 栄司((一社)地域問題研究所 研究理事)
1月21日	令和4年度 第3回 安城市市民協働推進会議 (1) 令和5年度安城市市民活動補助金交付申請事業本審査
2月6日	第1回 第3次安城市市民協働推進計画庁内部会・作業部会 合同会議【書面開催】 (1) 現行計画の振り返りと第3次計画の方向性等について (2) 市民協働に関するアンケート調査報告書(抜粋版)について
12月18日	U-35 市民討議会×アイデアソン ◆協働という手段で解決したい地域課題・行政課題 ◆2040ちょっと先の未来へ★課題解決のための協働アイデア

開催日(実施日)	策 定 経 過
2月18日	第1回 U-35 あんじょう協働リビングラボ ◆SDGsカードゲーム&仲間づくり
3月16日	令和4年度 第4回 安城市市民協働推進会議 (1)第2次安城市市民協働推進計画の振り返りについて (2)アンケート調査からみる現状と課題について (3)これまでの取組(フォーラム・市民討議会・ワークショップ)について (4)第3次安城市市民協働推進計画の方向性等について
3月18日	第2回 U-35 あんじょう協働リビングラボ ◆テーマ研究～アイデアブレスト

② 令和5年度(2023 年度)

開催日(実施日)	策 定 経 過
4月15日	第3回 U-35 あんじょう協働リビングラボ ◆共創！ NEXT PROJECT／チーム結成
5月13日	第4回 U-35 あんじょう協働リビングラボ ◆プロトタイピング／試行や社会実験の企画
5月15日	第2回 第3次安城市市民協働推進計画作業部会【書面開催】 (1)第1章～第3章＋第4章の施策体系までについて
6月24日ほか	U-35 あんじょう協働リビングラボ おためしアクション (社会実験) ●ゆるっとチェアリング with ドラムサークル ●SYU+KU=KATSU(就活相談) ●還暦式 60 歳からの地域デビュー(5分の1還暦式) ●読まない本の読書会(つくる つたえる つながる ものがたり)
7月3日	第3回 第3次安城市市民協働推進計画作業部会 (1)第3次安城市市民協働推進計画(第4章)について (2)第3次安城市市民協働推進計画(基本方針5)の推進事業について
7月8日	第5回 U-35 あんじょう協働リビングラボ ◆プロトタイピング発表会～NEXT PROJECT へ・・・
8月1日	令和5年度 第1回 安城市市民協働推進会議 (1)第2次安城市市民協働推進計画の進捗状況(令和4年度分)について (2)令和6年度安城市市民活動補助金の募集について (3)第3次安城市市民協働推進計画の策定について ア 第3次安城市市民協働推進計画 ＜第1章～第3章＋計画の施策体系＞(案) イ「あんじょう協働リビングラボ」の様子
8月16日	第4回 第3次安城市市民協働推進計画作業部会【書面開催】 (1)第3次市民協働推進計画＜第1章～5章＞案について

開催日(実施日)	策 定 経 過
9月7日	第2回 第3次安城市市民協働推進計画庁内部会【書面開催】 (1)第3次安城市市民協働推進計画(素案)について
10月10日	令和5年度 第2回 安城市市民協働推進会議 (1)令和6年度安城市市民活動補助金の審査に係る流れについて (2)第3次安城市市民協働推進計画(素案)について
10月24日	第3回 第3次安城市市民協働推進計画庁内部会【書面開催】 (1)第3次安城市市民協働推進計画(案)について (2)パブリックコメントの実施について
10月26日	幹部会議への説明
11月14日	令和5年度 第3回 安城市市民協働推進会議 (1)令和6年度安城市市民活動補助金の審査方法について (2)第3次安城市市民協働推進計画(案)について (3)パブリックコメントの実施について
12月12日	市民文教部会への説明
12月20日～ 1月18日	パブリックコメントの実施
1月20日	令和5年度 第4回 安城市市民協働推進会議 (1)令和6年度安城市市民活動補助金交付申請事業本審査
1月25日	第4回 第3次安城市市民協働推進計画庁内部会【書面開催】 (1)パブリックコメントの意見及びその回答について (2)計画最終案について
2月8日	令和5年度 第5回 安城市市民協働推進会議 (1)パブリックコメントの意見及びその回答について (2)第3次安城市市民協働推進計画(案)の承認について (3)第3次安城市市民協働推進計画の答申(案)について (4)第3次安城市市民協働推進計画概要版について (5)令和6年度安城市市民活動補助金交付申請事業の再審査について
2月19日	市長への答申

(2) 安城市市民協働推進条例

(目的)

第1条 この条例は、安城市自治基本条例(平成21年安城市条例第24号)の規定に基づき、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民協働の推進を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民協働 市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。

(2)市民活動 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(3)市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含む。)をいう。

(4)地域団体 町内会等地域で生活することを縁とした団体をいう。

(5)市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(6)事業者 営利を目的とする事業を営む個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。

(1)互いに自立し、自主的に行動すること。

(2)互いを尊重し、対等な関係を保つこと。

(3)互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。

(4)目標を共有し、その達成に努めること。

(5)情報の公開に努め、透明性を確保すること。

(6)活動を互いに評価し、改善に努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの担い手としての自覚を持ち、市民活動への理解を深め、市民協働に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域の特性を生かし、市民協働に努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義を認識し、その活動が理解されるよう取り組み、市民協働に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として市民活動に対する理解を深め、自らが有する資源を活用して市民活動を支援し、市民協働に努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。

(市の基本施策)

第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1)人材の育成に関すること。
- (2)活動場所の充実に関すること。
- (3)財政的支援に関すること。
- (4)情報の収集及び提供に関すること。
- (5)前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。

(協働推進会議の設置)

第10条 市民協働の推進に関する事項を審議するため、安城市市民協働推進会議(以下「協働推進会議」という。)を設置する。

2 協働推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1)公募による市民
- (2)学識経験を有する者
- (3)その他市長が必要と認める者

3 市長は、前項の規定により協働推進会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。

4 協働推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協働推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(3) 安城市市民協働推進会議 規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市市民協働推進条例(平成24年安城市条例第31号。以下「条例」という。)第10条第5項の規定に基づき、安城市市民協働推進会議(以下「協働推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協働推進会議には、会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協働推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第3条 協働推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長)及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前各項に定めるもののほか、協働推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が協働推進会議に諮って定める。

(庶務)

第4条 協働推進会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(4)市民協働推進会議委員名簿

① 令和4年4月1日から令和4年 10 月 31 日まで

No.	役職	氏 名	所属及び役職等	選任区分 (条例第 10 条第 2 項)
1	会長	加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 会長	市長が必要と認める者 (地域団体)
2	副会長	宮原 知沙	名城大学 社会連携センター 社会連携コーディネーター	学識経験者
3	委員	大川 美紀		市民(公募市民)
4	委員	榊原 正利		市民(公募市民)
5	委員	濱口 義雄		市民(公募市民)
6	委員	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会 副会長	市長が必要と認める者 (地域団体)
7	委員	野村 俊貴	一般社団法人安城青年会議所 常任理事	市長が必要と認める者 (地域団体)
8	委員	小森 義史	安城市市民協働サポータークラブ 会長	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
9	委員	近藤 富子	さんかく21・安城 副会長	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
10	委員	廣田 純子	安城ふるさとガイドの会	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
11	委員	清水 亜津佐	特定非営利活動法人国際ミュージック空 手連盟 闘真 理事長	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
12	委員	加藤 賀唯	特定非営利活動法人コミュニティサポ ーターほっぷ 代表理事	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
13	委員	園田 和行	株式会社アイシン 総務部 社会貢献室	市長が必要と認める者 (事業者)
14	委員	榊原 直志	碧海信用金庫 執行役員 経営管理部長	市長が必要と認める者 (事業者)

② 令和4年 11 月1日から令和6年 10 月 31 日まで

No.	役職	氏 名	所属及び役職等	選任区分 (条例第 10 条第 2 項)
1	会長	(前)加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 会長	市長が必要と認める者 (地域団体)
		寺田 覚		
2	副会長	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会 副会長	市長が必要と認める者 (地域団体)
3	委員	河方 真司		市民(公募市民)
4	委員	清水 実希江		市民(公募市民)
5	委員	竹田 拓史		市民(公募市民)
6	委員	西嶋 陽子		市民(公募市民)
7	委員	今永 典秀	名古屋産業大学 現代ビジネス学部 経営専門職学科 准教授 地域連携センター長	学識経験者
8	委員	野村 俊貴	一般社団法人安城青年会議所 監事	市長が必要と認める者 (地域団体)
9	委員	筒井 広治	安城市市民協働サポータークラブ	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
10	委員	高良 眞利子	さんかく21・安城 会計	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
11	委員	伊野 克司	安城ふるさとガイドの会	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
12	委員	宮田 薫	特定非営利活動法人 ハッピースマイルわかば 理事	市長が必要と認める者 (市民活動団体)
13	委員	菊智 ゆき	株式会社カンドタカメ CHO	市長が必要と認める者 (事業者)
14	委員	(前)尾崎 勝利	株式会社アイシン 総務部 拠点総務室 安城・西尾グループ グループ長	市長が必要と認める者 (事業者)
		相木 孝啓		
15	委員	(前)榊原 直志	碧海信用金庫 経営管理部 部長	市長が必要と認める者 (事業者)
		山本 高弘	碧海信用金庫 経営管理部 副部長	

(5) 諮問

4協働第18号
令和4年7月28日

安城市市民協働推進会議会長 様

安城市長 神 谷 学

第3次安城市市民協働推進計画について(諮問)

第3次安城市市民協働推進計画を策定するにあたり、貴会議の意見を求めます。

(6) 答申

令和6年2月19日

安城市長 三 星 元 人 様

安城市市民協働推進会議
会 長 寺 田 寛

第3次安城市市民協働推進計画について(答申)

令和4年7月28日付け4協働第18号で諮問のありました、「第3次安城市市民協働推進計画」について、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、この計画の内容に基づき、計画の基本目標である「市民協働によるまちづくりの実現」に向けて、市民協働を推進するための施策や事業が着実に実施されるよう要望します。

(7) あんじょう協働リビングラボ

●参加者名簿

NO.	氏名	所属
1	小森 義史	安城生涯学習まちづくり企画人
2	鈴木 達也	煙り仙人太極拳
3	筒井 広治	安城市市民協働サポータークラブ
4	稲垣 守	別郷町内会
5	鈴木 陽平	
6	大屋 正人	さるびあにほんごの会
7	村瀬 千瑛	
8	堀岡 寿至	
9	服部 誠司	
10	大岩 愁汰	
11	榊原 伊織	社会福祉協議会 総務課
12	神谷 崇資	社会福祉協議会 総務課
13	福井 彩花	社会福祉協議会 地域福祉課
14	三澤 友香	社会福祉協議会 地域福祉課
15	松本 省吾	社会福祉協議会 中部福祉センター
16	杉浦 七海	社会福祉協議会 安祥福祉センター
17	神尾 龍也	安城市 健幸=SDGs課
18	鈴木 博皓	安城市 商工課
19	細井 洸希	安城市 農務課
20	榊原 康子	安城市民交流センター
21	近藤 有香	安城市民交流センター
22	柴田 大輔	安城市民交流センター
23	山田 清治	

参加者 ほか4名

●全体プログラム

開催時期	主なプログラム
【第1回】 2月18日(土)	SDGsカードゲーム&仲間づくり ・SDGsとは？ ・2030SDGsゲーム ・ゲームふりかえり ・つながっている世界
【第2回】 3月18日(土)	テーマ研究～アイデアブレスト ・あんじょう協働の現況と課題 ・グループワーク「テーマ研究～アイデアブレスト」
【第3回】 4月15日(土)	共創！NEXT PROJECT／チーム結成 ・宿題シートの発表会～仲間探し ・グループワーク「My ProjectからOur Project へ」 ・チーム内プチ作戦会議
【第4回】 5月13日(土)	プロトタイピング／試行や社会実験の企画 ・グループワーク「おためしアクションプランの策定」 ・「伝え方のコツ」講座 ・チーム内プチ作戦会議
【第5回】 7月8日(土)	プロトタイピング発表会 ～NEXT PROJECTへ・・・ ・プロトタイピング発表会 ・グループワーク「KPTふりかえり～NEXT PROJECTの提案」 ・チェックアウト「わたしの約束」

U-35 あんじょう協働

リビングラボ

NEWS LETTER 1

2月18日土曜日の午前、アンフォーレ3階の健康支援室・講座室にて、安城のまちをもっと素敵でもっと魅力的なまちにしていけるための未来志向の対話の場「あんじょう協働リビングラボ①」を開催しました。参加者は、35歳以下を中心とした市民・市職員・事務局スタッフを含め29人でした。

初回となったこの日のテーマは「SDGs カードゲーム & 仲間づくり」。まずは、対話の場をよりよく進めていくため参加者どうしの関係づくりからスタート。次にSDGsの基本について少し学んだあと、2030SDGsゲームをプレイ！休憩を挟んで、ゲームを通して得た気づきをグループで共有したあと、SDGsの本質や可能性、協働について学ぶレクチャー。最後に全員でくま座になり、この日得た気づきや学びを分かち合いました。

1. あいさつ



このリビングラボは、クリエイティブな話し合いを行い、5回の開催の中で課題解決のための社会実験などの実践も行っていく企画になっています！

市民協働課 長谷課長

2. SDGsとは？



SDGsは、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成する行動計画です。

実は、採択文書の正式名称はコレ
「Transforming Our World」
＝「私達の世界を変革する」。



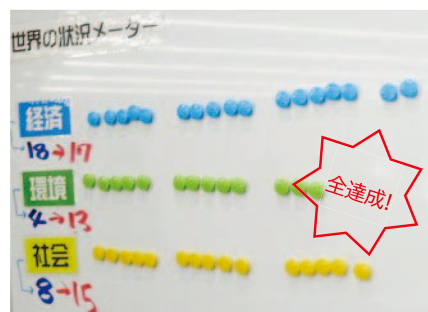
ファシリテーター TAKEZO

3. 2030 SDGsゲーム

お金と時間を使ってプロジェクトを行い、2030年までに人生（チーム）のゴールと世界のゴールの達成を目指して活動するゲーム。



様々な価値観を持つ人（チーム）が、助け合ったり交渉したりして各々のゴールを目指し…



2030年には全チームゴール達成！
中間発表時には課題が残っていた、世界の「環境」と「社会」の状況も、2030年には、劇的に改善！バランスのとれた豊かな世界になったね！

チーム数	12
前半	8/12
後半	12/12

4. ゲームふりかえり～つながっている世界



SDGsの本質は「世界はつながっている」そして「私も起点」ということ。また、世界が目指す目標を「見える化」し、共有することで意識や行動が変わる！



協働を一言で言うと「ONE TEAM」。それぞれの良さや強みを持ち寄り、共に考え行動すれば未来は変えられる！

ゲームを通して得た気づきをグループで共有したあと、SDGsの本質や協働についてのレクチャーを聞きました。

5. ハーベスト

1人ずつ、気づきや学びを発表。この日に得た「収穫」を分かち合いました。

話すと広がる
と実感！

小さなこと
から続けて
いきたい！

世界の一員という自覚を
持って少しずつ行動を起
こしていきたい！

生活の中では、
求めすぎないこ
とが大切な。

他に目を向けるため
には、**安心感**をつくっ
ていくことが必要！

時間がなくてもできる
ことはある。**時間がな
い人にどうしたら関わ
ってもらえるか**考えて
いきたい！

周りの人の価値観、
強みを知ることは
大事。協力する数が増
えていくと可能性
が広がる！

たくさんの
気づきがあ
った。**傾聴**
は大事！

同じ目標を
共有するこ
とが大切！

それぞれの得意なこ
とを活かしていける
といい。**積極的に動
いていきたい！**

もっと周り
を見て、行動
を意識して
いけたら。

協力は大事。子
ども達にもこの
ようなゲームが
できたらいい！

視覚化、数値化がみ
んなの意識を共通の
ゴールへと導いてい
く。**つなぐ人の見え
る化も大事！**

「課題を発信する力」
「それを受け取る力」
「コーディネートす
る力」があることで
ワンチームで課題が
解決できる！

自分ができること
から始めることが
大切。もっといろん
な人に伝えられた
らいい！

何をしてほしいかわか
ることが大事。**コミュ
ニケーション**をとって
生活していきたい！

ポリシー、強い
信念を貫く生き
方がしたい！

声かけをで
きる人にな
りたい！

できること・できな
いことがあるので、
助け合いが大事！

働かなきゃいけない
という考え方を手放し、**得意な所に仕事を
提供すればいい！**



弱みは自分か
らは言い出し
にくいので、他
の人から**声を
かけてあげる
配慮**が必要！

相手を理解すること、譲り合
いが世界を良くしていく！

声をかける人が後半に増え
てきた。まさに「協働」だな
と思った！

時間経過はあっ
という間。やり
たいこと、やら
なきゃいけない
ことは**どんどん
やっていきたい**

今日のゲームがよい結果になった要因の1つは、コミュニケーションがうまくできてきたことではないかと思います。「発信する力」、「受け取る力」、「コーディネートする力」がいかに発揮されていた。もう1つの要因は、皆さんが異質な価値観を持ったバランスのとれた集まりだから。今日皆さんは協働の原点の対話を体験しました。対話があってこそ協働が生まれ、違うものが結びついてこそ、協働の価値が生まれると感じました。



地域問題研究所
カトウ

【発行・問合せ先】

安城市役所 市民協働課

TEL 0566-71-2218

✉ kyodo@city.anjo.lg.jp

※8:30~17:15 (土日祝日を除く)

U-35 あんじょう協働

リビングラボ

NEWS LETTER 2

3月18日土曜日の朝、アンフォーレ1階多目的室で「あんじょう協働リビングラボ」の2回目を開催しました。参加者は、市民・市職員に事務局スタッフを含めて28人でした。

この日のテーマは「テーマ研究～アイデアブレスト」。まずは参加者どうしの関係性づくりから。次に、アンケート調査等を通して見てきた安城市の協働の現状と課題について共有したあと、関心のあるテーマを選んでグループになり、「自助」「互助」「公助」の視点から課題解決のためのアイデアを出し合って意見交換。最後に、グループイチ押しのアイデアを3つ選んで全体で発表・共有しました。

1. アイスブレイク

簡単なゲームや自己紹介を通して、参加者同士の関係性づくり。対話をする上で大切な「聴き方」や「話し方」などコミュニケーションのコツも学びました。



地域問題研究所
えいちゃん

マルチパートナーシップで
つながっていく
協働が必要！



相手の目を見て
耳を傾けて
心に刻む
「傾聴」が大事！

市民協働推進計画に基づいて
様々な事業を進める中で見えてきた

安城市の協働の現状と課題のポイント

①理解促進

ボランティア活動、市民活動、町内会などの地域活動の魅力発信をいかに進めるか？

広報、WEB、市公式LINE、チラシなどで情報発信しているが行き届いていない。どうすればいい？

②活動のきっかけづくり・担い手づくり

ボランティア・市民活動、町内会などの地域活動の担い手や参加者をどう確保するか？

やってもいいと思っている人を、どう活動へと導くか？
若い世代の参加促進は？



市民協働課
浅井さん

2. あんじょう協働の現状と課題

市民・町内会・市民活動団体を対象にした
3種のアンケート調査から見えてきた

安城市の協働の現状と課題

- 若い世代、新住民ほど町内会加入率が低い
- 若い人の町内会への参加意識が低い
- ボランティア・市民活動に参加している人13%に対し、関わってみたいという人は44%！
- 町内会では役員のなり手不足などが大きな課題
- 町内会の活動や市民活動は新型コロナウイルス感染症によって近年大きな影響を受けている
- 市民活動は、とくに「情報」「人材」面での課題を抱えている
- 市民活動団体と地域団体、事業者との協働など、多様な協働関係を生むための支援が課題 など



③確かな町内会（地縁コミュニティ）づくり

地域の安全・安心・自治を支える町内会の加入率アップと担い手確保をどう実現するか
防犯・防災・福祉等、地域の特性に合わせた活動が重要。
加入率が上がる町内会とは？

④マルチパートナーシップ

市民活動団体と地域団体、事業者との協働など多様な協働関係づくり

多様な主体の協働関係を生むきっかけとなる機会・場はどうあるべき？

3. グループワーク「テーマ研究～アイデアブレスト」

5つの課題の中から興味関心のあるテーマを選んでグループになり、「自助」、「互助（共助）」、「公助」の視点から、課題解決のためのアイデアを出し合って意見交換のグループワークを実施。最後に「グループイチ押しのアイデア」を3つ選んで（★）全体で発表・共有しました。



1 グループ

「まちや地域に関わる人、まちや地域を楽しめる人を増やすためには？」

★循環型の仕組みづくり

まちを知る→まちに入る→まちを伝える→まちで遊ぶ→もっとまちを知る…とスパイラルで続けていきたい。

★安城版 東海オンエア

「あなたもまちに関わって、インフルエンサーになりませんか？」

2 グループ

「若い人を市民活動や協働のまちづくりに巻き込んでいくためには？」

★若者にとっての付加価値（メリット）

例えば、アルバイトと協働をつなげるなど…

★参加のハードルを下げる（メイクイットイージー）

最初はリモートにしてみるなど…

★若者が使いやすい方法で宣伝（アドパタイズメント）

成人式、学校など、若者が目にしやすい部分でPR・アプローチ。

若者の共有する力、発信力をうまく取り入れて！



3 グループ

「町内会や町内福祉委員会の担い手を確保するためには？」

★もし町内会がなかったら…

「どうなる社会？」の動画をつくる

SNSの活用

★成人式ならぬ還暦式をやる

60代＝アクティブシニアの参加を促す

★好きなもの自慢大会をやる

自己開示で町内会になじめるように！

町内会を楽しんで参加できるイベントを！



5 グループ

「新たな市民活動やアクションを創発させるためには？」

まずは想像・企画する、やってみる、知ってもらう、出会う、持続可能な方法で（助成も）…

★世代の異なる人との出会い系

Cafeで交流、太極拳のイベントなど



ひとことアンケートより グループで意見を出し合うことで、考えの幅を広げることができた／みんな違うけれど実はつながっている。意外な共通点が見つかるので対話は大切／既存の物を有効に活用するだけではなく、新しい視点で仕組みやきっかけづくりのアイデアがたくさん出ておもしろかった／若い世代の強み（発信力、共有力）をどう活かしていくかはとても重要な気がします ほか

【発行・問合せ先】

安城市役所 市民協働課

TEL 0566-71-2218

✉ kyodo@city.anjo.lg.jp

※8:30～17:15（土日祝日を除く）

U-35 あんじょう協働

リビングラボ

NEWS LETTER 3

4月15日土曜日の朝、アンフォーレ1階多目的室で「あんじょう協働リビングラボ」の3回目を開催しました。参加者は、市民・市職員に事務局スタッフを含めて24人でした。

この日のテーマは「共創！NEXT PROJECT/チーム結成」。まずは、参加者一人ひとりが宿題として考えてきた、安城市の地域・行政課題を解決しながら持続可能な未来を創るプロジェクトの案を発表。

その発表を受けて、お互いに仲間を募り合ってチームを創り、今後のプロトタイプ（試行・社会実験）までを見越したプロジェクト案を検討。最後に、班で決まった方向性を発表・共有しました。

1.宿題シートの発表会

各自が考えてきた「あんじょう共創！NEXT PROJECT」のアイデアを紹介しました。



■ カモン若者！年代職業ごちゃ混ぜ交流会！

安城で頑張る大人やイベントを知ってもらおう交流会。「参加賞」や「ガクチカ」を推し、集客につなげたい！

■ 学生安城活性化チームプロジェクト

学生の発想力でイベントを企画～実行。2年制にして、上級生と下級生をつくって持続可能な仕組みに！

■ 安城！発展配信プロジェクト

安城のボランティアやイベント情報を若者に発信するサイトやアプリをつくる！制作段階から学生も参加！

■ 還暦式～人生はこれからが楽しい～

地域への参加を促すきっかけづくりとして。まずはアクティブシニア層から。サークル勧誘のような形で！

■ 外国人参加の第一歩を作る

外国人が継続的にまちづくりイベントに参加できるようにしていきたい。ゴールは、リビングラボへの参加！

■ Anjo△Virtuality

若者の「参画」の一歩としてメタバース上でセミナー、コミュニティ活動、資料閲覧など。企画はコンペで！

■ チェアリングでゆるっと交流 in Anjo

公園等に椅子を持参して集まり、安城のまちについて話したり、マルシェ、音楽、ゲーム、映画鑑賞なども！

■ 地域デビューしよう！～再び若い世代に～

企業に出向いたり、公共施設で、町内会やボランティア活動等の説明会を開催。定年前から地域への移行を！

■ 町内会役員やりたいやりたいプロジェクト

役員の報酬を引き上げ、専門の事務員を置く！市役所にも専門の対応窓口を置いては？！

■ ドラムサークルで“エン”を繋げよう！

音楽の力でまちづくり。年齢・性別・障害・人種などに関わりなく、「縁」でつながって世界を平和に！

■ 地域を知って、体験して、好きになる！

月3回程度、市内の大学生に向けて、地域活動の説明・体験・フィールドワーク・イベント開催・企画など！

■ U-35 みんなで楽しく！クリーン大作戦！

草抜きとゴミ拾いイベントで仲間づくり。他の地域活動につなげる。祭りの前後にも開催し、地域の人と交流！

■ タウンサマーフェスタ

祭りのメインは盆踊り。曲ごとに地域でチームを組み、円の中心で手本となって踊る。優秀チームを表彰！

■ An-Houre（アン・ホウレ）

イベント案のプレゼンコンテスト。通りがかった人でも投票可。入賞案は企画・運営のサポートを受けて実施！

■ ライブ・ラリー（Live・Rally）

探した本のタイトルでしりとり、本のプレゼン、読んでいない本で読書感想文など本を通じて人と繋がろう！

■ 明治キャナルサイド・ネットワーク

明治用水の水路網（道）を使って、市内団体やイベントをワンチームとして繋ぐまちづくり拠点をつくる！

■ 安城市ゆめまちシティプロジェクト

子どもたちが日常的に自分で行くことができ、やってみたいことができる遊び場をつくる！大人たちは見守り。

■ みんなに「あいニコ」

放課後の教室で、企業・学生・ボランティア等が様々な体験を提供！異世代とつながる第3の居場所をつくる。

■ ひまわりやれんげを使った地域づくり

市の交付金制度を使って、子どもと一緒に地域ぐるみで草花を育てて地域の絆をつくろう！

■ 地域支え合いボランティアタクシー「まちモビ」

地域のボランティアドライバーでデマンド型タクシー。高齢者の移動を助きたい！地域協議会で運営。

2. 仲間探し〜グループワーク「My Project から Our Project へ」

発表を元に、お互いに声を掛け合い、仲間を募ってチーム結成。チーム内でプロジェクトの褒め合いや深め合いをしたあと、チームで1つのプロジェクトを考え、固まってきた方向性と展望について発表・共有しました。

A チーム

ゴール・目的: 学生が集まれる場所づくり。

取り組み内容: 就活相談として、専門家ではなく、人生の先輩から「リアルな声」を聞きたい！



D チーム

「エネルギーの地産地消」 (仮)

ゴール・目的: 世代間交流。おせっかいで人を育てて、防犯・防災につなげたい。

取り組み内容: オープンカフェで大人が遊んでいる子どもを見たり、読書会や、子連れパパ・ママの集い、商店街で遊びをしたり、体を使った演劇やダンスなどの遊びをしたり…。市民だけでなく企業や、市役所職員・OBなども巻き込んでやっていきたい。



ゆるっと (B チーム) 「チェアリング with ドラムサークルで みーんなゆるっと交流 in Anjo」

ゴール・目的: 外国人を含めたみんなが集って交流し、つながる。

取り組み内容: 椅子を持って集って、話をしたり、ドラムサークルをしたりしてゆるっと過ごす。トライアルをする時には、他のチームのみなさんも、友達を誘って是非来ていただきたいです！



C チーム

ゴール・目的: 町内会や市民団体の担い手不足を解消！

取り組み内容: 還暦式 (仮) を開催し、市民総出で還暦デビューを祝う。60歳でいいのか？人をどう集めるのか？などの課題あり。また、七夕音頭を各町内会で練習して踊る？など、より良いコンテンツを今後考えていきたい。



プチ講評

私も還暦世代。第3の居場所をつくりたいという思いもあり、去年からスポーツボランティアに関わり出したのですが、携帯にオープンチャットでどんどん情報が入って来るようになり、強制参加 (笑)。時代は変わったなあ…と感じます。

これまでは課題をどう解決するか、ロジックを組んでやってきたが、「僕はこんなことをできる」「私はこんなことをしたい」といったマグマをどうロジックにつなげていくかがこれから僕らが市民協働の仕事としてやっていくべきことだと思ったし、ここに集まっているような皆さんはもうしていることだなど。

今回の活動が安城市の協働の先駆けになっていくといいと思いました。



ひとことアンケートより

皆さん具体的に考えていてすごいなと思いました／実際に企画することで、現実感が増してきました／考えていたアイデアに新たな視点で意見をもらうことで、膨らんでブラッシュアップされる。対話は大切／案や企画をつく上げる楽しさを発見した／次回も楽しみにしています！ ほか

【発行・問合せ先】

安城市役所 市民協働課

TEL 0566-71-2218

✉ kyodo@city.anjo.lg.jp

※8:30~17:15 (土日祝日を除く)

U-35 あんじょう協働

リビングラボ

NEWS LETTER 4

5月13日土曜日の午前、アンフォーレ1階多目的室で「あんじょう協働リビングラボ」の4回目を開催しました。参加者は、市民・市職員に事務局スタッフを含めて19人でした。

この日のテーマは「プロトタイピング／試行や社会実験の企画」。安城市の地域・行政課題を解決しながら持続可能な未来を創っていくため、前回結成したチームごとに次回リビングラボ（7／8）までに取り組む「おためしアクションプラン」の内容をブラッシュアップし、最後に全体で発表・共有しました。

1. グループワーク「おためしアクションプランの策定」

前回結成したチームごとに、次回リビングラボまでに取り組む「おためしアクションプラン」の内容をブラッシュアップし、最後に全体で発表・共有しました。

A チーム

「世代間交流」

就活が気になる3年生をメインとした学生と社会人のみなさんの交流会を、6月25日（日）の午前に市民会館で開催したいと思っています。

市役所職員やNPOで働いている人、企業で働いている人などに講師になってもらい、仕事の話や業界の話などを本音で話してもらえるといい。もし参加したい方がいましたら連絡をお願いします！



ゆるっと (B チーム)

「ゆるっとチェアリング with ドラムサークル」

プロジェクトの目的・ねらいは、外国人や若者を含め、みんなが気軽に集まれる場をつくり、コミュニケーションを活性化し、安城のまちづくりにつなげたい。

6月24日（土）の午後、アンフォーレの願いごと広場にて、チェアリングとドラムサークルをする予定です。学生や町内会について話をしたり、どんな場に使ってもらってもいい。これからいろんな団体さんに参加を呼び掛ける予定ですが、リビングラボのみなさんも、よかったら是非参加を！その場合は今月中にお知らせください！

C チーム

「還暦式 60 歳からの地域デビュー」

町内会や市民団体の担い手不足の解消のため、活動を知ってもらうことをネライとして、関連性のある既存のイベントに便乗して、地域活動している人の話を聞くシンポジウム（座談会）を開催。みんなで地域デビューをお祝いする。

まずは協力団体の話を聞くところから。アンケートをもとに、町内会を学ぶ会を開いたりできるという。



チーム「つ」(D チーム)

「つくる つたえる つながる ものがたり」

目的は 0 歳から 100 歳までの世代間交流。2 時間くらいのワークショップをアンフォーレで開催。①参加者のおすすめの本の紹介②読まない（読んだことのない）本の読書会③物語をつくる④体を動かしてエクササイズの 4 部構成。各コーナーを担当者が担当。

まずは B チームの 6 月 24 日のチェアリングの時にコラボでおためし開催させてもらい、その先に自分達で開催できたらいいなと思っています。

伝え方のコツ講座

次回の発表会に役立つ、「伝え方」のコツを聞きました。

おためしアクションプランの活動を支援する「プロトタイプ補助金」(1 グループ上限 1 万円) も、用意しました！



- プレゼンは、相手に理解してもらうだけでなく、共感によって相手の心や体を動かしてナンボ。提案によって担い手となる仲間を増やしたり、参加してもらえるよう、心に響くものにできるという。
- プレゼンは、「みんな」に届けるのではなく、「こんなあなたへ」と、年齢や趣味嗜好など具体的なメインターゲットを設定してメッセージを届けるという！
- まちづくりの行動原理の 3 要素は①必要・重要・人のためになるから②楽しいから③儲かるから。行動（参加）のスイッチを入れるために、あなたにどうプラスになるか？を伝えられるという！

ひとことアンケートより

どのチームのプロジェクトもおもしろそうだなと思いました。アイデアを考えている時間はとても楽しい／「プレゼンのコツ」についての話がとても勉強になりました。プランを考えるの、なかなか難しいけど楽しいです ほか

【発行・問合せ先】

安城市役所 市民協働課

TEL 0566-71-2218

✉ kyodo@city.anjo.lg.jp

※8:30~17:15（土日祝日を除く）

U-35 あんじょう協働

リビングラボ

NEWS LETTER 5

1. プロトタイピング発表会

各チームから、おためしアクションの活動成果を発表。

B チーム (ゆるっと) 「ゆるっとチェアリング with ドラムサークル」

6月24日(土)の午後、アンフォーレ1階でチェアリングとドラムサークルをしました！



幸福感を感じにくい、つながりを持ちにくい社会で、ゆるいつながりを感じる居場所。それがチームゆるっとのチェアリング。ただ座りに行く。喋らなくていい。他の誰かと一緒に場所にいるだけ。新たな出会いがあるかもしれない。新たな行動が生まれるかもしれない。安城のまちづくりにつながるかもしれない・・・。

目に障がいのある子が、オカリナの素晴らしい演奏をしてくれました。その子の母さんは、「もっと演奏する場を作ってあげたいけど、本人は緊張するから・・・」とおっしゃっていました。そんな緊張しない場がくれたのもよかった！



今後は、さらにブラッシュアップして、より多くの人とコミュニケーションがとれる場をつくっていききたい。また、ドラムサークルを、市のまちづくりや研修に活かしてもいいのではと思います！

A チーム (Youthful△Community) 「SYU+KU=KATSU」

6月25日(日)午前、市民会館で就職相談会を行いました。事前に申し込み用 Google フォームと学生用募集チラシ、講師用チラシを作成。また、学生に情報を伝えるオープンチャットなども作成しました。当日は、大学生4名、講師は3業種から3名、さらには市職員さんにも加わっていただき、笑いが絶えず、話も止まることなく盛り上がりしました。

終了後のアンケートでは、「ラフな感じで話が聞けてよかった」、「幅広い業種の話が聞けてよかった」、「本音が聞けた」という感想をもらいました。



またアンケートでは、学生が「参加してみたいイベント」や、「普段情報収集に使うSNSのツール」などについても聞きました。最初はなかなか参加者が集まらないですが、こういう取り組みを繰り返していくことで集まってくるのかなと思いました！

7月8日土曜日の朝、アンフォーレ1階多目的室で「あんじょう協働リビングラボ」の第5回を開催しました。参加者は市民・市職員に事務局スタッフを含めて18人でした。

最終回となったこの日、まずは各チームより「おためしアクション」の活動発表をしました。その後、活動を踏まえて「協働推進計画」へ提案する「NEXT PROJECT」を考えて発表！最後に、これまでのリビングラボをふり返って「気づき」と「約束」を1人ずつコメント。未来へのつながりを予感する素晴らしい会になりました！

C チーム 「還暦式 60 歳からの地域デビュー」

町内会や市民団体の担い手不足の解消のため、参加のきっかけをつくらう、知ってもらうことから始めようということが目的で還暦式を考えましたが、うまくいかず・・・「5分の1還暦式」として、東部小学校6年生80名に、「12歳の地域デビュー体験教室」を開催。ちょうど学校も地域に出て行きたいと考えていたことから一気に話がまとまりました。町内会や社協、学校、町民の皆さんも協力してくれました。



まず学校で、「町内会活動の今を知らせる会」をしました。私から高齢化で竹藪や田んぼが地域で管理できなくなっている話や、草を刈ってコスモスやホオズキを植えた話などをしました。

その後、子どもたちがお年寄りの方とつながりをつくりたいという話があり、月例会で東部学区の10町内会と先生が集まって、どんなことができるか話し合いました。それで、授業の一環として6年生の子どもたちが班に分かれ平日のサロン活動に参加することになり、5町内のサロンで健康体操や毛糸で絵を作ったりしました。

コスモス街道の草刈りのお手伝いしてもらいました。

夏休みには、自主的に夏祭りやラジオ体操に参加してもらえといい。9月には子どもたちが敬老会を計画してくれています！

健康体操サロン 別郷町



サロン活動 別郷町 毛糸絵



各グループの発表で「よかった点(評価)」と「アドバイス(改善点)」をカードに書き、ふりかえりのヒントにしました。



子どもたちからの手紙

D チーム(つ) 「つくる つたえる つながる ものがたり」

目的は「本を通じた居場所づくり」「世代間交流」「新しい本の楽しみ方の出会い」。そのための活動として、おすすめの本の紹介、読まない本の読書会、物語をつくる、体を動かすこと、をしていきたいということで、まずはプロトタイプとして 6 月 24 日の B チームのチェアリングと一緒に「読まない本の読書会」をしました。当日は、読書会の進め方やわたしたちのチームについての説明をしたあと、グループ分けをして、以下の 3 冊の本で「読まない本の読書会」をしました。



進め方は①本の表紙と題名だけ見て最初の 3 行を考える、②1 ページ目を見て物語の結末を考える、③登場人物の相關図を伝え、物語を考える、④最後に、この本のレビューを考える、です。



次回は、9 月 10 日に 4 冊の本で「読まない本の読書会」をする予定です。ぜひお越しください！



2. グループワーク「KPT ふりかえり～NEXT PROJECT の提案」



他チームからの「評価」「改善」カードも踏まえつつ活動をふりかえり、市民協働推進計画への提案として、協働で新たな価値を生む「あんじょう協働 NEXT PROJECT」を考えて発表！

A チーム(Youthful△Community)

集まれ！若者プロジェクト

若者が主体的にまちづくりやボランティアに参加できるようにしたい！どんな要素があれば主体的になるか、イベントや意見箱で情報を集め、出た意見をもとに実施したい！



D チーム(つ) つくる つたえる つながる ものがたり

月 1 回のペースで継続的に活動していきたいと思っています。3 人で団体登録して、市民交流センターを使って開催したい。アンフォーレでもできたらいい！

C チーム

1/X (エクスパンノイチ) 還暦式

地域ぐるみで繋がっている＝理想とする姿。12、15、20、30、60 歳の人を対象に、手軽なもののづくりや除草、対話、もちつき、ドラムサークルなどしていけたらいい。

企業にボランティア休暇活用を働きかけたり、大学生が地元の祭りなどで単位が取れるような仕組みづくりができればいいな！



B チーム (ゆるっと)

ゆるっとチェアリング

定期的な同じ場所で開催していきたい。お金がかからない公園などで、椅子を持ち寄ったり、芝生に座って。

各自で楽器を持ち寄って実施できるといい。また安城市がドラムサークルのファシリテーター養成などまちづくりにドラムサークルを活用していけると...



3. チェックアウト「わたしの約束」

最後に全員でくるま座になり、これまでのリビングラボをふり返り、「気づき」と「約束」を 1 人ずつ発表！

Awareness

(これまでをふりかえって、気づき・発見)

- ・人の数だけアイデアがある！
- ・1 人では思いつかないことへ発展していく
- ・「つながり」はとても大切
- ・イベントやプランを企画するのは難しいけど、やりがいがある
- ・安城市を良くするために、いろいろな立場でがんばっている人がいる。若いなり年寄りの考えがあり、補完できる部分も多い。
- ・自分達でまちを良くできる

Commitment

(わたしは安城市のために...を約束します！)

- ・ゆるっとつながっていく
- ・読書会をつづける (みんなが楽しいまち)
- ・まちづくりに対して、主体的にこれからも動く
- ・公私共に地域とつながる努力をする
- ・つながるものがたり、つむぎ、つなげる
- ・高齢化しても楽しく住める市になるように頑張る
- ・福祉の気持ちいい人を増やす
- ・町内会活動に参加、まちを楽しむ
- ・社会課題に取り組む人を支援する



市民協働課 早水課長

【発行・問合せ先】

安城市役所 市民協働課

TEL 0566-71-2218

✉ kyodo@city.anjo.lg.jp

※8:30~17:15 (土日祝日を除く)

安 城 市 民 憲 章

わたくしたちは安城市民です。

わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた
生きがいのあるまちにするため、市民生活の心がまえとして、
この憲章を定めます。

わたくしたちは、

- * たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。
- * きまりを守り、良い習慣を育てましょう。
- * 自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。
- * 教養を高め、若い力を育てましょう。
- * 健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。

—昭和47年11月1日制定—



第3次安城市市民協働推進計画 令和6年度～令和13年度

発行：安城市(令和6年3月)

編集：安城市 市民生活部 市民協働課

住所：〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

T E L:0566-71-2218 FAX:0566-72-3741

E-mail:kyodo@city.anjo.lg.jp